

平成22年第1回潟上市議会定例会会議録（5日目）

○開 議 平成22年3月19日 午前10:00

○閉 会 午後 5:00

○出席議員（20名）

| | | |
|----------------|---------------|---------------|
| 1 番 中 川 光 博 | 2 番 大 谷 貞 廣 | 3 番 児 玉 春 雄 |
| 4 番 藤 原 幸 作 | 5 番 菅 原 理 恵 子 | 6 番 澤 井 昭 二 郎 |
| 7 番 菅 原 久 和 | 8 番 伊 藤 栄 悦 | 9 番 戸 田 俊 樹 |
| 10 番 佐 藤 義 久 | 11 番 小 林 悟 | 12 番 岡 田 曙 |
| 13 番 佐 藤 昇 | 14 番 藤 原 典 男 | 15 番 西 村 武 |
| 16 番 鈴 木 斌 次 郎 | 17 番 堀 井 克 見 | 18 番 藤 原 幸 雄 |
| 19 番 佐々木 嘉 一 | 20 番 千 田 正 英 | |

○欠席議員（なし）

○説明のための出席者

| | |
|-----------------------------|---------------------|
| 市 長 石 川 光 男 | 副 市 長 鑑 利 行 |
| 教 育 長 肥 田 野 耕 二 | 総 務 部 長 伊 藤 賢 志 |
| 会 計 管 理 者 門 間 鋼 悦 | 産 業 建 設 部 長 山 口 義 光 |
| 水 道 局 長 澤 井 昭 | 教 育 次 長 鈴 木 公 悦 |
| 市 民 生 活 部 長 宮 田 隆 悦 | 福 祉 保 健 部 長 小 林 健 一 |
| 総 務 課 長 児 玉 俊 幸 | 企 画 政 策 課 長 鈴 木 司 |
| 活 性 化 推 進 室 長 関 谷 良 広 | 財 政 課 長 幸 村 公 明 |
| 税 務 課 長 川 上 護 | 収 納 課 長 菅 原 龍 太 郎 |
| 市 民 課 長 鈴 木 利 美 | 生 活 環 境 課 長 近 藤 進 |
| 総 合 窓 口 セ ン タ ー 長 川 上 秀 佐 男 | 追 分 出 張 所 長 三 浦 喜 博 |
| 社 会 福 祉 課 長 山 平 重 男 | 高 齢 福 祉 課 長 伊 藤 律 子 |
| 健 康 推 進 課 長 伊 藤 正 吉 | 産 業 課 長 伊 藤 清 孝 |
| 都 市 建 設 課 長 藤 原 貞 雄 | 下 水 道 課 長 三 浦 永 寿 |
| 総 務 学 事 課 長 鎌 田 雅 樹 | 幼 児 教 育 課 長 根 一 |

| | | | |
|-----------|------|--------------------------|-------|
| 生涯学習課長 | 瀬下三男 | スポーツ振興課長 | 菅原徳志 |
| 農業委員会事務局長 | 田仲茂隆 | 選挙管理委員会事務局長・ 監査委員事務局長 | 佐々木博信 |

○議会事務局職員出席者

| | | | |
|--------|-----|---------|-------|
| 議会事務局長 | 伊藤正 | 議会事務局次長 | 門間善一郎 |
|--------|-----|---------|-------|

平成22年第1回潟上市議会定例会日程表（第5号）

平成22年3月19日（5日目）午前10時開議

会議並びに議事日程

議事日程の報告

日程第 1 諸般の報告

日程第 2 議案第 1号 潟上市公民館条例の一部を改正する条例（案）について

日程第 3 議案第 2号 潟上市放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例（案）
について

日程第 4 議案第 3号 潟上市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条
例（案）について

日程第 5 議案第 4号 潟上市水道事業給水条例の一部を改正する条例（案）につ
いて

日程第 6 議案第 5号 潟上市自治会館設置条例の一部を改正する条例（案）につ
いて

日程第 7 議案第 6号 平成21年度潟上市一般会計補正予算（第7号）（案）に
ついて

日程第 8 議案第 7号 平成21年度潟上市国民健康保険事業特別会計補正予算
（第3号）（案）について

日程第 9 議案第 8号 平成21年度潟上市後期高齢者医療特別会計補正予算
（第2号）（案）について

日程第10 議案第 9号 平成21年度潟上市介護保険事業特別会計補正予算（第4
号）（案）について

日程第11 議案第10号 平成21年度潟上市農業集落排水事業特別会計補正予算
（第4号）（案）について

日程第12 議案第11号 平成21年度潟上市下水道事業特別会計補正予算（第4
号）（案）について

日程第13 議案第12号 平成21年度潟上市合併処理浄化槽事業特別会計補正予算
（第3号）（案）について

- 日程第 1 4 議案第 1 3 号 平成 2 1 年度潟上市豊川財産区特別会計補正予算（第 1 号）（案）について
- 日程第 1 5 議案第 1 4 号 平成 2 1 年度潟上市下虻川財産区特別会計補正予算（第 1 号）（案）について
- 日程第 1 6 議案第 1 5 号 平成 2 1 年度潟上市和田妹川財産区特別会計補正予算（第 1 号）（案）について
- 日程第 1 7 議案第 1 6 号 平成 2 1 年度潟上市飯塚財産区特別会計補正予算（第 1 号）（案）について
- 日程第 1 8 議案第 1 7 号 平成 2 1 年度潟上市水道事業会計補正予算（第 4 号）（案）について
- 日程第 1 9 議案第 1 8 号 平成 2 2 年度潟上市農業集落排水事業特別会計への繰り入れについて
- 日程第 2 0 議案第 1 9 号 平成 2 2 年度潟上市下水道事業特別会計への繰り入れについて
- 日程第 2 1 議案第 2 0 号 平成 2 2 年度潟上市合併処理浄化槽事業特別会計への繰り入れについて
- 日程第 2 2 議案第 2 1 号 平成 2 2 年度潟上市一般会計予算（案）について
- 日程第 2 3 議案第 2 2 号 平成 2 2 年度潟上市国民健康保険事業特別会計予算（案）について
- 日程第 2 4 議案第 2 3 号 平成 2 2 年度潟上市老人保健特別会計予算（案）について
- 日程第 2 5 議案第 2 4 号 平成 2 2 年度潟上市後期高齢者医療特別会計予算（案）について
- 日程第 2 6 議案第 2 5 号 平成 2 2 年度潟上市介護保険事業特別会計予算（案）について
- 日程第 2 7 議案第 2 6 号 平成 2 2 年度潟上市有線放送事業特別会計予算（案）について
- 日程第 2 8 議案第 2 7 号 平成 2 2 年度潟上市農業集落排水事業特別会計予算（案）について
- 日程第 2 9 議案第 2 8 号 平成 2 2 年度潟上市下水道事業特別会計予算（案）について

- 日程第 3 0 議案第 2 9 号 平成 2 2 年度潟上市合併処理浄化槽事業特別会計予算
(案) について
- 日程第 3 1 議案第 3 0 号 平成 2 2 年度潟上市豊川財産区特別会計予算 (案) につ
いて
- 日程第 3 2 議案第 3 1 号 平成 2 2 年度潟上市下虻川財産区特別会計予算 (案) につ
いて
- 日程第 3 3 議案第 3 2 号 平成 2 2 年度潟上市和田妹川財産区特別会計予算 (案) に
ついて
- 日程第 3 4 議案第 3 3 号 平成 2 2 年度潟上市飯塚財産区特別会計予算 (案) につ
いて
- 日程第 3 5 議案第 3 4 号 平成 2 2 年度潟上市土地取得事業特別会計予算 (案) につ
いて
- 日程第 3 6 議案第 3 5 号 平成 2 2 年度潟上市水道事業会計予算 (案) について
- 日程第 3 7 議案第 3 6 号 市道路線の認定及び変更について
- 日程第 3 8 請願・陳情について
- 日程第 3 9 各常任委員会の報告について
総務文教常任委員長
社会厚生常任委員長
産業建設常任委員長
- 日程第 4 0 議案第 3 7 号 潟上市が保育を実施する児童に湯沢市立保育所を使用させ
ることに関する協議について
- 日程第 4 1 発議第 3 号 地方自治法第 1 8 0 条第 1 項の規定に基づく市長の専決処
分事項の指定について
- 日程第 4 2 発議第 4 号 潟上市役所庁舎建設促進に関する決議 (案) について
- 日程第 4 3 発議第 5 号 潟上市職員の再就職に関する取扱要綱等の制定を求める決
議 (案) について

午前10時00分 開議

○議長（千田正英） おはようございます。

ただいまの出席議員は20名であります。

定足数に達しておりますので、これより平成22年第1回潟上市議会定例会を再開致します。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

【日程第1、諸般の報告】

○議長（千田正英） 日程第1、諸般の報告。

議会運営委員長より報告事項があります。9番戸田議会運営委員長。

【議会運営委員長の報告】

○議会運営委員長（戸田俊樹） おはようございます。

議会運営委員会の報告を致します。

議会運営委員会は、3月10日、3月19日に、委員、正副議長の出席のもとに開催しております。

追加提出議案について申し上げます。

3月9日付で「潟上市が保育を実施する児童に湯沢市立保育所を使用させることに関する協議について」が付議事件として追加されております。議案第37号として本日の議題とすることとします。

発議について申し上げます。

3月10日付で議会運営委員会を発議者として、「地方自治法第180条第1項の規定に基づく市長の専決処分事項の指定について」が発議されております。また、3月18日付で「潟上市役所庁舎建設促進に関する決議（案）について」と、「潟上市職員の再就職に関する取扱要綱等の制定を求める決議（案）について」とが提出者1名、賛成者3名により発議されております。それぞれ発議第3号、第4号、第5号として本日の議題とすることとします。

以上、議会運営委員会の報告と致します。

○議長（千田正英） これで諸般の報告を終わります。

**【日程第2、議案第1号、潟上市公民館条例の一部を改正する条例（案）についてから
日程第38、請願・陳情について】**

○議長（千田正英） 日程第2、議案第1号、潟上市公民館条例の一部を改正する条例（案）についてから日程第38、請願・陳情までを一括議題とします。

議案の朗読を省略します。

【日程第39、各常任委員会の報告】

○議長（千田正英） 日程第39、各常任委員会の報告を行います。

付託されておりました各常任委員会の所管部分について、各常任委員長より、これまでの審査の経過と結果について報告を求めます。

また、委員長報告の後、質疑および討論を行います。各補正予算ならびに当初予算案については、各常任委員長報告が全部終了後に1件ずつ採決致しますので宜しくお願いします。

なお、各条例案と特別会計への繰り入れ、市道路線の認定と変更及び陳情につきましては採決まで行います。

報告の順序は、総務文教常任委員会、社会厚生常任委員会、産業建設常任委員会の順に行います。

それでははじめに総務文教常任委員会の報告を求めます。7番菅原久和議員。

【総務文教常任委員会の報告】

○総務文教常任委員長（菅原久和） 平成22年第1回定例会で本委員会に付託された議案について、会議規則第102条の規定により報告します。

1. 審査年月日 平成22年3月10日、11日、15日、16日

2. 出席委員 小林悟、藤原典男、西村武、鈴木斌次郎、堀井克見、千田正英、菅原久和

3. 説明当局 副市長、教育長、総務部長、会計管理者、教育次長、議会事務局長、各関係課長

4. 書記 総務部財政課 伊藤強

5. 審査の経過と結果

議案第1号、潟上市公民館条例の一部を改正する条例（案）について。

本条例は、新薬分館が新築移転されたことにより、所在地を改める必要があるため条例の関係部分を改正するものです。

委員から、移転後の土地の利用について質問があり、私有地のため、更地にした上で所有者に返却するとの回答でした。公共施設全体の不公平にならない利用方法について

の質問には、検討委員会において今後、地域住民の声を聞きながら調整していきたいとの回答がありました。

本案は、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

議案第2号、潟上市放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例（案）について。

大規模放課後児童クラブを分割し、より充実した放課後児童健全育成を行うため条例の関係部分を改正するものです。

委員から、児童クラブの運営体制について質問があり、指導員には研修等を実施し、子供を健全に、そして安全に育成するための体制づくりをしている旨の回答がありました。

本案は、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

議案第5号、潟上市自治会館設置条例の一部を改正する条例（案）について。

平成22年4月1日供用開始を予定している天王本郷自治会館および和田妹川自治会館の設置および管理について定める必要があるため、条例の関係部分を改正するものです。

委員から、自治会館の使用料についての質疑があり、集会所的な使用については無料とし、有料になる場合の運用規程等を定めていくとの回答がありました。

本案は、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

議案第6号、平成21年度潟上市一般会計補正予算（第7号）（案）について。

繰越明許費は2款7項地域活性化事業費の「証明書自動交付システム構築事業」が6,009万2,000円で、8項「きめ細かな臨時交付金事業費」が2億4,624万6,000円です。

委員から、「きめ細かな臨時交付金事業」について繰越明許を必要とする理由について質問があり、国からの交付要綱に基づいて予算化し、また、平成22年度当初予算と一緒に実施することで相乗効果が期待できる旨の回答がありました。

地方債補正は、道路改良事業について限度額9,400万円を8,940万円に、公的資金借換債は限度額5億2,400万円を3億7,200万円にそれぞれ減額するものです。

歳入について。

9款1項1目地方交付税は2億5,256万1,000円の補正で、予算計上額と交付決定額との差額分を全額予算計上するものです。

13款2項4目総務費国庫補助金は1億6,736万1,000円の補正で、主なものは地域活性化・きめ細かな臨時交付金です。

委員から、事業配分の考え方について質問があり、集会施設や少子化対策、子育て支

援関係施設、公共施設の屋根やトイレ等の改修に重点を置いた旨の回答がありました。また、公共施設のあり方についての質問には、将来の公共施設の統合や集会施設の地元への管理の移管に向けて検討をしていきたいと回答がありました。

18款1項1目繰越金は5,867万2,000円の補正で、平成20年度決算剰余金の全額を計上するものです。

歳出について。

2款1項総務管理費12目生活交通費は、マイタウンバス運行費補助金305万7,000円、16目地域再生事業費は28万4,000円の減額補正で、主なものは講師・アドバイザー謝礼の減額です。

委員から、業者選定までの経緯について質問があり、4社からプロポーザル方式で提案してもらい、そのうち1社を委員7名の審査により決定したとの回答がありました。

18目基金費は3億5,947万4,000円の補正で、財政調整基金積立金1億8,468万3,000円、市役所庁舎建設基金積立金1億7,000万円などの積立金です。

8項きめ細かな臨時交付金事業費2億4,624万6,000円のうち、本委員会所管分は9,096万9,000円の補正で、主なものは小中学校や各種公共施設の改修工事です。

12款1項公債費は1億5,170万8,000円の減額補正で、予定した簡保資金の繰上償還が満額認められなかったことによるものです。

本案は、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

議案第14号、平成21年度潟上市下舩川財産区特別会計補正予算（第1号）（案）について。

補正の総額は39万9,000円の増額です。歳入は財産貸付収入および繰越金等で、歳出は財政調整基金積立金です。

本案は、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

議案第15号、平成21年度潟上市和田妹川財産区特別会計補正予算（第1号）（案）について。

補正の総額は35万8,000円の増額です。歳入は財産貸付収入および繰越金等で、歳出は財政調整基金積立金です。

本案は、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

議案第16号、平成21年度潟上市飯塚財産区特別会計補正予算（第1号）（案）について。

補正の総額は21万5,000円の増額です。歳入は繰越金等で、歳出は財政調整基金積立金です。

委員からは、財産を関係者へ帰属し財産区を解散できないものかという質問があり、地縁団体を組織し財産を移転するなどの方法を含め協議員と検討していくとの回答がありました。

本案は、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

議案第21号、平成22年度潟上市一般会計予算（案）について。

第2表地方債は20億1,380万円で、主なものは地域再生事業3億3,390万円、幼保一体施設建設事業4億7,310万円、公園整備事業1億1,870万円、臨時財政対策債9億7,550万円です。

歳入について。対比は平成21年度当初予算との比較です。

1款市税は24億5,177万円で、全体で8,260万6,000円、3.3%の減です。このうち市民税が8.3%の減、固定資産税が1.5%の増、市たばこ税が6.1%の減です。

委員から、法人市民税が減収することについて質問があり、景気低迷によるものですが、市税の増収を図るために滞納者に対する収納対策を引き続き行うこと、これまで築いたネットワークを通じ、さらに企業誘致に努めていくとの回答がありました。

また、将来ビジョンを示し、今後メリハリのある事業を展開するための財源確保と財政運営についての質問があり、平成22年度に見直しする発展計画にあわせて財政シミュレーションを作成し、さらに行政改革を進め、効率的に事業を実施するとの回答がありました。

2款地方譲与税は1億4,300万円で3.8%の増です。

6款地方消費税交付金は2億5,400万円で14.2%の増です。

9款地方交付税は55億2,100万1,000円で1.1%の減です。このうち普通交付税は51億8,500万1,000円、特別交付税が3億3,600万円の計上です。

11款1項1目民生費負担金の2節保育料負担金は1億1,397万9,000円です。

12款1項7目教育使用料の主なものは、1節幼稚園使用料1,682万1,000円です。

13款2項国庫補助金の主なものは、1目総務費国庫補助金の農山漁村活性化プロジェクト支援交付金2億1,450万1,000円です。

14款2項県補助金の主なものは、2目4節の児童福祉費補助金5,217万9,000円、9目教育費県補助金1,720万5,000円です。

17款2項基金繰入金は998万4,000円の2.9%増となります。

18款繰越金は1億円で50%減の計上です。

19款諸収入のうち都道府県フットボールセンター整備助成金は7,500万円です。

委員から、助成金について事業決定までのプロセスと今後の費用対効果について質問があり、県内の秋田市を含む4候補地から日本サッカー協会が現地視察した上、最終的に本市が内定を受けたこと、また、これまでの市民の利活用のほかに招待試合等による鞍掛沼公園の集客も期待でき、地域再生事業と相乗効果を得ることができるとの回答がありました。

歳出について、1款議会費は1億8,090万2,000円で、主なものは議員報酬および職員の人件費です。6.7%の減額は、主に議員定数が2人減ったことによるものです。

2款1項総務管理費18億5,062万9,000円の主なものは、一般管理費では各種審議会等の委員報酬、職員等人件費、広報費では広報発行の印刷製本費、財政管理費では公会計整備委託料、財産管理費では庁舎等の管理費、企画振興費では各種審議会等の委員報酬、電子計算費では機器の保守管理委託料およびシステム更新委託料、自治振興費では自治会活動推進費補助金等、生活交通費ではマイタウンバス運行費補助金、地域再生事業費では農山漁村活性化施設整備工事等を計上しています。

委員から、自治会の活動について質問があり、会長は114名、報酬は年額2万4,000円で、地域住民の要望、行政団体との協調を職務としていること、各自治会への自治会活動推進費補助金は平成22年度から見直しを行い、世帯数や各種活動等で積算しているとの回答がありました。

天王町誌編さんの進捗状況についての質問には、町誌は資料も含めて260ページほどで、平成22年中に500部刊行するとの回答がありました。

地域再生事業については、今後の20年先に耐え得るような施設にするため、どのように事業を進めるかという質問には、産業を含めたこの地域の振興のためには、この地域再生事業が必要で、グリーンランドの再生に始まり、ソフト面でも生産者の育成や加工品の開発を目指していく、鞍掛沼公園が潟上市発展の拠点になるとの回答がありました。また、PRの取り組みについての質問には、有効な方法を今後検討していくとの回答がありました。

2項徴税费は1億2,012万6,000円で、主なものは職員の人件費です。4項選挙費は4,529万8,000円で、主なものは参議院議員選挙費、県議会議員選挙費に係るものです。

5 項統計調査費は4,698万2,000円で、主なものは国勢調査に係るものと地籍調査費です。
6 項監査委員費は909万8,000円で、主なものは職員の人件費のほか監査委員報酬です。

3 款 2 項児童福祉費19億5,793万9,000円の主なものは、児童福祉総務費では、すこやか子育て支援事業費補助金およびひとり親家庭児童保育援助費、児童館費では児童厚生員賃金および児童館運営に係る需用費等、保育園費では保育園 8 園分の管理運営費および臨時保育士賃金、放課後児童健全育成費では放課後児童クラブ 8 か所分の運営費および指導員賃金、地域子育て支援センター費では 3 施設の臨時職員賃金、幼保一体施設整備事業では追分保育園（仮称）整備に係る工事監理委託料と工事費、出戸認定こども園（仮称）整備に係る実施設計委託料です。

委員から追分保育園整備において私立幼稚園との競合についての質問があり、本来幼保一体を進めるべきですが、追分地区には私立の幼稚園があるため、競合を避けるため、今回は地域の要望でもある乳児保育園と保育園を統合した施設を整備します。将来は、民間委託や指定管理者の導入も視野に入れ、幼保一体を考えるとの回答がありました。

3 款 6 項少子化対策事業費1,497万8,000円のうち、本委員会所管分は381万3,000円で、保育園・幼稚園・小中学校保護者連絡網（仮称「渦っ子安心メール」）整備事業の備品購入費です。

8 款 4 項都市計画費 4 目フットボールセンター整備事業費は 1 億9,998万9,000円で、鞍掛沼公園多目的広場を日本サッカー協会認定の秋田県フットボールセンターとして整備するものです。

委員から、補助を受けて整備することで利用等について制約を受けるのではないかとこの質問があり、市が主体で整備する施設ですのでスケジュールの調整は必要ですが、ラグビーなど他の競技もこれまでどおり使用できるとの回答がありました。

10 款 1 項教育総務費 1 億8,540万1,000円の主なものは、事務局費では職員の人件費と児童生徒派遣費補助金、育英会補助金等、外国青年招致事業費では外国語指導助手給料です。

2 項小学校費 2 億2,639万8,000円の主なものは、管理費では小学校 7 校の管理運営費のほか、出戸小学校耐震補強および大規模改修実施設計委託料と学校生活支援員25名を含む臨時職員賃金で、教育振興費では教育用コンピューター等購入費です。

委員から、コンピューターの購入計画について期間を短くしてはどうかという質問があり、全体で 1 億円を超える事業なので 4 年間の年次計画で整備したい旨の回答があり

ました。

3項中学校費1億1,617万8,000円の主なものは、管理費では中学校3校の管理運営費と学校生活支援員4名を含む臨時職員賃金です。4項幼児教育費1億6,757万9,000円の主なものは、職員の人件費と幼稚園2園の管理運営費です。5項学校給食費は9,931万4,000円で、小中学校10校の学校給食に係る経費です。6項社会教育費1億7,554万円の主なものは、社会教育総務費が職員の人件費と分館運営費補助金、社会教育団体補助金で、生涯学習推進費が生涯学習関連事業のためのもの、公民館費が公民館および分館の管理運営費と大清水北野分館建設工事費で、文化財保護費が文化財保護、施設等の維持管理費および文化財保護関係団体への補助金、図書館費が図書館の管理運営と図書購入費です。7項保健体育費1億1,497万6,000円の主なものは、保健体育総務費が職員の人件費と市体育協会やスポーツ少年団への補助金、体育振興費では各種スポーツ大会の開催に係る経費、体育施設では18施設の管理運営費と元木山陸上競技場の公認更新整備工事1,054万円です。

委員から、市体育協会への補助金に関する事で市体育協会が主催するスポーツ賞表彰について行政側が実施できない理由などについて質問があり、スポーツ賞表彰は合併時から市体育協会が実施しているが、今後検討することも必要と回答がありました。

12款公債費は16億3,104万8,000円で、元金償還金14億1,160万8,000円、利子分2億1,944万円です。公的資金の繰上償還が平成21年度で終了し、6億1,776万2,000円の27.5%減となっています。

委員から、公債費は減っているが歳入の市債が増えていることから、借入金で財源不足を補っているのではという質問があり、財政運営上、有利な条件で借りられるものは借り、払うべきものは払い、今後は繰上償還も計画しており、平成26年度までの合併特例債の活用も考えて財政計画を作成する旨の回答がありました。

13款予備費は1,500万円を計上しています。

本案は、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

議案第31号、平成22年度潟上市下虻川財産区特別会計予算（案）について。

予算総額は107万7,000円で、歳入について2款の繰入金は107万2,000円で、財政調整基金繰入金を計上しています。

歳出について1款総務費87万7,000円の主なものは、一般管理費では協議員の報酬等、財産管理費では人夫賃金です。

本案は、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

議案第32号、平成22年度潟上市和田妹川財産区特別会計予算（案）について。

予算総額は63万1,000円で、歳入について1款の財産収入は18万2,000円、2款の繰入金は44万6,000円で財政調整基金繰入金を計上しています。

歳出について1款総務費43万1,000円の主なものは、一般管理費では協議員の報酬等、財産管理費では人夫賃金です。

本案は、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

議案第33号、平成22年度潟上市飯塚財産区特別会計予算（案）について。

予算総額は79万7,000円で、歳入について1款の財産収入は26万3,000円、2款の繰入金53万1,000円で財政調整基金繰入金を計上しています。

歳出について1款総務費59万7,000円の主なものは、一般管理費では協議員の報酬等、財産管理費では人夫賃金です。

本案は、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

議案第34号、平成22年度潟上市土地取得事業特別会計予算（案）について。

予算総額は1,436万円で、歳入について2款の繰入金1,435万6,000円で、一般会計繰入金を計上しています。

歳出について1款土地費1,436万円は、土地開発公社償還金を計上しています。

委員からは、償還金の詳細と今後の会計の取り扱いについて質問があり、旧昭和町、旧飯田川町分で合併時に1億2,872万円あり、償還は平成22年度で終了すること、償還終了後には特別会計条例を廃止することの回答がありました。

本案は、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

陳情第2号、鳩山首相は、名護市長選挙で示された民意を尊重し、『公約』を守ることを要請する意見書について（陳情）。

国政で審議中なので現段階では継続審査とすべきという意見と、名護市議会、沖縄県議会でも基地はいらぬという決議がされていることから、採択すべきという意見がありました。

本陳情は、賛成多数で継続審査すべきものと決しました。

陳情第3号、非核三原則の法制化を求める議会決議・意見書採択についての陳情。

日本は唯一の被爆国として、このことを世界に発するべきという意見がありました。

本陳情は、全会一致で採択すべきものと決しました。

以上、総務文教常任委員会の報告とします。

○議長（千田正英） これで総務常任委員会の報告を終わります。

これから議案の質疑に入りますが、質疑については、ただいま報告されました常任委員長への質問は、審査の経過と結果についてです。

最初に、議案第1号、潟上市公民館条例の一部を改正する条例（案）について、質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（千田正英） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（千田正英） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより議案第1号を採決致します。本案に対する総務文教常任委員長の報告は可決であります。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（千田正英） 起立全員です。したがって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第2号、潟上市放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例（案）について質疑を行います。質疑ありませんか。1番中川議員。

○1番（中川光博） 総務委員長、お疲れさまでした。一つ確認をさせていただきたいと思っておりますけれども、ここには「大規模放課後児童クラブを分割し」ということで、追分の児童クラブのことを言っていることだと思いますけれども、この追分の児童クラブについては確か70名を超えるかなり多くの子供さんたちが利用しているはずですが、今回ここを見ますと、この70名を超える子供さんを運営するのは大変だということで2つに分けるといふことのように思いますが、この根本的な安全・安心に対することをうたうために2つに分けたということですが、この件については確か3年ほど前からこの追分児童クラブのスペースがあまりにも狭くてどうにかしなければいけないということが従来の文教常任委員会でも議論になったと思っておりますけれども、今回総務文教常任委員会では、このことについての将来のあり方について議論があったのか、このことを確認したいと思います。

○議長（千田正英） 7番菅原委員長。

○総務文教常任委員長（菅原久和） 1 番中川議員にお答えします。

児童クラブが71人以上になりますと法的な形で分けなければならないというようなことがあります。今回分けることになるわけです。と同時に、安全・安心の部分で分けることになるわけですが、いずれ図書室の隣の部屋があるというような話は聞いております。それ以上の今後のことにつきましては話し合いはありませんでした。よろしいでしょうか。

○1 番（中川光博） 結構です。

○議長（千田正英） ほかにありませんか。5 番菅原議員。

○5 番（菅原理恵子） ここに書いてあります児童クラブの指導員には研修等を実施しているとありますけれども、申しわけありませんがどのような研修をしているのか教えていただければ幸いです。お願いします。

○議長（千田正英） 7 番菅原委員長。

○総務文教常任委員長（菅原久和） 見回り指導をしている先生ですけれども、臨時職員の指導員を配置しております。指導員が月 1 回から 2 回の研修と年 3 回の火災訓練等を実施しているということでもあります。30人、40人の子供を見るということは大変なことだということで、この後、考えていきたいというような話もあったようであります。以上です。

○議長（千田正英） 5 番菅原議員、再質問ありますか。

○5 番（菅原理恵子） 火災訓練と、その研修の内容なんですけれども、火災訓練のほかに何か。

○議長（千田正英） 7 番菅原委員長。

○総務文教常任委員長（菅原久和） 火災訓練と研修の中身までについては当委員会では話が出ませんでした。

○議長（千田正英） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（千田正英） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（千田正英） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第 2 号を採決致します。本案に対する総務文教常任委員長の報告は可決

であります。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（千田正英） 起立全員です。したがって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第5号、潟上市自治会館設置条例の一部を改正する条例（案）について質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（千田正英） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありますか。

(「なし」の声あり)

○議長（千田正英） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第5号を採決致します。本案に対する総務文教常任委員長の報告は可決であります。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長（千田正英） 起立全員です。したがって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第6号、平成21年度潟上市一般会計補正予算（第7号）（案）について質疑を行います。質疑ありませんか。9番戸田議員。

○9番（戸田俊樹） 委員長、どうも御苦労さまでした。

3ページの下の方ですけれども、12款1項公債費は1億5,170万8,000円の減額補正とございますけれども、償還が満額認められなかった理由、日本郵政グループでそういうことがあったということですので、その辺のことについて当局からどのような説明があったのか、また、それが認められた場合には利子の部分でどれほどの剰余が出たか、その辺のことについて質疑がありましたら宜しくお願いします。

○議長（千田正英） 7番菅原委員長。

○総務文教常任委員長（菅原久和） 9番戸田議員にお答えします。

この日本郵政に対する認められなかった部分ですけれども、これはその中身については委員会の中では審議されませんでした。

○議長（千田正英） ほかにありませんか。18番藤原議員。

○18番（藤原幸雄） 委員長、どうも御苦労さまです。

今、戸田議員からもるる質問ございましたけれども、私も聞こうかなと思ってここにアンダーラインをしておりますが、この認められなかった理由について、いま少し抽象的でありわかりません。このことによりまして今後当局では財政的といいますか、いろんな面で方策を考えていると思いますが、その中身についてひとつご説明をいただきます。

○議長（千田正英） 7番菅原委員長。

○総務文教常任委員長（菅原久和） 18番藤原議員にお答えします。

その中身については審査がなかったように私は思います。

○議長（千田正英） 18番、再質問よろしいですか。

○18番（藤原幸雄） 中身についてあまりわかりませんが、17番の堀井議員は同じ委員でありますので、このことについては十分協議しておると伺っておりますが、そのことについて委員会でひとつまとめていただきたいと思います。

○議長（千田正英） あくまでも委員会の審査と報告だけについての質疑になっております。

暫時休憩します。

午前10時48分 休憩

.....
午前10時54分 再開

○議長（千田正英） 会議を再開します。

7番菅原委員長。

○総務文教常任委員長（菅原久和） 当局からの説明の中で、簡保資金の繰上償還額が3億円を超える自治体について、減額の調整があったことによる減、国の繰上償還の枠が足りなかったため調整されたものという説明がありました。

以上です。

○議長（千田正英） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（千田正英） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（千田正英） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

次に、議案第14号、平成21年度潟上市下虻川財産区特別会計補正予算（第1号）（案）について、質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（千田正英） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（千田正英） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第15号、平成21年度潟上市和田妹川財産区特別会計補正予算（第1号）（案）について、質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（千田正英） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（千田正英） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第16号、平成21年度潟上市飯塚財産区特別会計補正予算（第1号）（案）について、質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（千田正英） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（千田正英） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第21号、平成22年度潟上市一般会計予算（案）について、質疑を行います。質疑ありませんか。18番藤原議員。

○18番（藤原幸雄） 委員長、どうも御苦労さんです。

私から1点だけお伺いします。この報告書の8ページ、一番下の方に「スポーツ賞の表彰について行政側が実施ができない」ということですが、これは市または教育委員会では何か縛りがあってできないのか。それから、次のページのところの2番めに、「このことについては今後検討する必要がある」と報告をしておりますが、どのような前向きな検討をされるのか、その辺のところでは委員会でご審議があったのかお伺いします。

○議長（千田正英） 7番菅原委員長。

○総務文教常任委員長（菅原久和） 縛りがあったかということでございますけれども、これは合併する前から体育協会で表彰をしていたということで、そのまま現在まできていると私は思っております。

団体の長と議員との兼ね合いについて、法的に問題があるかわからないということで、あり方については調査検討をしていくとなっております。

○議長（千田正英） 18番藤原議員、再質問ありますか。

○18番（藤原幸雄） 私は今の委員長が後段に答えたことは聞いておりません。これに書いたとおりだと言えればそれまでだけれども、私が前段に聞いたのは、これはいうまでもなく合併になる前からこのような組織があって、そして表彰などを行っているということでございますが、今後、合併にもなりましたし、市、あるいは教育委員会でこのような表彰をしたら、かえって重みもあってよいのではないかと、そういった方が非常にすっきりしていいのではないかと思いますし、同時にまた議員の中にもそのような体協に関する方がいると伺っておりますので、その辺のところでは総務委員会でどのようなご見解でこのような文言になったのか、その内容について詳しく説明してください。

○議長（千田正英） 17番堀井議員。

○17番（堀井克見） 今、菅原委員長に藤原議員から質問があったわけですが、体育協会の絡みでありまして、その会長が議員としてここの議場におります。やっぱり当事者がいるところで、こういう議論をすると、質問に答えるということは非常に支障があると思いますので、その点の取り扱いについて議長の判断を求めたいと思います。場合によっては議運等を開くことも結構かと思っておりますので、どうぞひとつ大所高所からのご検討と議長の見解を求めたいと思います。議事運営上の問題ですので、宜しくどうぞお願いいたします。

○議長（千田正英） 除斥の対象になりませんので。議事進行します。除斥の対象になりません。今の17番…。

（「どういう理由か」の声あり）

○議長（千田正英） 暫時休憩します。

午前11時02分 休憩

.....
午前11時08分 再開

○議長（千田正英） 会議を再開します。

ただいま地方自治法第117条議員が協会の会長、理事等の職にある場合…。7番菅原委員長。

（「議長、3番が席を外しています」の声あり）

○議長（千田正英） 暫時休憩します。

午前11時08分 休憩

.....
午前11時09分 再開

○議長（千田正英） 会議を再開します。

7番菅原委員長。

○総務文教常任委員長（菅原久和） 先ほどの質問の中の内容は、行政側が実施できない背景、あるいはその理由ということの質問であったと思います。それで、その答弁ですけれども、スポーツ賞については合併時から協会が実施しているものであると。今後、検討していきますと、団体と話し合いをして、この後検討していくという答えは返ってきております。

○議長（千田正英） ほかにありませんか。12番岡田議員。

○12番（岡田 曙） 137ページの10款教育費について、11目19節補助金につきましてですけれども、この今、市の体育協会の補助金が210万円計上されていますが、この補助金に対する積算根拠について審査結果をお知らせください。

○議長（千田正英） 7番菅原委員長。

○総務文教常任委員長（菅原久和） 今の質問ですけれども、委員長報告の審査の経過と結果の部分には載っておりません。ただ、私のわかる限りでお答えしてよろしいでしょうか。積算根拠ということでありまして、加盟団体が21団体ありまして、その団体への補助ということで、助成ということで140万円、それから年1回の表彰費ということで33万円、それから本部の運営的な形ということで出場支援費という形で17万円、それから協会の運営費が20万円、それで210万円になると思いますけれども。

以上です。

○議長（千田正英） ほかにございませんか。4番藤原議員。

○4番（藤原幸作） 3点についてお尋ねします。委員長、御苦労さんでした。

1つは天王町誌、大変力作だと思いますけれども、500部という基準は何だかという

ことを審議されたものかどうかということが1点。

それから2点めはサッカー場でございますが、1億9,998万9,000円という、おおよそ2億円でございますが、そのことにつきまして市が主体で整備する施設ということになってはいますが、これは発注まで含めるものかどうかというようなこと。

それからもう一点は、この文言でございますが、これは9ページですが、公的資金の繰上償還が平成21年度で終了したという文言でございますが、公的資金の繰上償還が21年度で終わったということについては、ちょっと文言的にどうかなというので、この中身についてお尋ねします。

以上3点です。

○議長（千田正英） 7番菅原委員長。

○総務文教常任委員長（菅原久和） 4番藤原議員にお答えします。

天王町誌の500部の発行する根拠ということでしたけれども、全体で500部で760万円ぐらいかかるというような話でしたが、何で500部にすることについては話し合っておりません。

それから、サッカー場の整備の発注は市が発注するのかわかなというようなことでもあります。フットボールの事業主体は市でやるということで、発注は市の方でやりまして、芝生とか認可を受けやすくするためにサッカー協会の方に工事施工を委託するというような形です。

○議長（千田正英） 暫時休憩します。

午前11時16分 休憩

.....
午前11時17分 再開

○議長（千田正英） 会議を再開します。

7番菅原委員長。

○総務文教常任委員長（菅原久和） 大変申しわけありません。

この表現では全部という形になると思いますが、一部ということで訂正させていただきたいと思います。

○議長（千田正英） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（千田正英） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありますか。

(「なし」の声あり)

○議長(千田正英) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第31号、平成22年度潟上市下虻川財産区特別会計予算(案)について質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(千田正英) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありますか。

(「なし」の声あり)

○議長(千田正英) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第32号、平成22年度潟上市和田妹川財産区特別会計予算(案)について質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(千田正英) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありますか。

(「なし」の声あり)

○議長(千田正英) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第33号、平成22年度潟上市飯塚財産区特別会計予算(案)について質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(千田正英) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありますか。

(「なし」の声あり)

○議長(千田正英) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第34号、平成22年度潟上市土地取得事業特別会計予算(案)について質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(千田正英) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありますか。

(「なし」の声あり)

○議長（千田正英） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、陳情第2号、鳩山首相は、名護市長選挙で示された民意を尊重し、『公約』を守ることを要請する意見書について（陳情）について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（千田正英） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありますか。14番藤原議員。原案に対して反対の討論をお願いします。

○14番（藤原典男） 提出されております陳情第2号、鳩山首相は、名護市長選挙で示された民意を尊重し、『公約』を守ることを要請する意見書について、私は総務文教常任委員会の結論は継続審議ということですが、私は採択すべきだという立場から討論致したいと思います。

戦後64年、沖縄の住民は米軍基地があるため、米軍機の騒音だけでなく米兵によるいろいろな事件、平和への思いを踏みにじられてきました。1月24日に行われた名護市長選挙は、アメリカ海兵隊普天満基地の移転先とされた名護市辺野古への新基地建設を最大の焦点に闘われ、基地反対を主張する市長が当選し、13年前の市民投票と同じ結果となりました。その後、3月に入り、名護市議会は全会一致で基地反対、沖縄県議会でも全会一致で基地反対の決議を上げ、政府に要請しており、この間何回も全県的な反対集会を数万人規模で行っております。沖縄県民の意思は既に決まっております。鳩山内閣は普天満基地の県外・国外移設の総選挙公約を守るべきだと思います。よって今回、陳情第2号、鳩山首相は、名護市長選挙で示された民意を尊重し、『公約』を守ることを要請する意見書については、私は採択すべきだという意見でございます。

以上で討論を終わります。宜しくお願い致します。

○議長（千田正英） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（千田正英） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（千田正英） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

陳情第2号については総務文教常任委員長報告のとおり、継続審査とすることに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（千田正英） 起立多数です。したがって、陳情第2号は総務文教常任委員長の報告のとおり継続審査とすることに決定致しました。

次に、陳情第3号、非核三原則の法制化を求める議会決議・意見書採択についての陳情について質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（千田正英） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありますか。

(「なし」の声あり)

○議長（千田正英） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

陳情第3号については総務文教常任委員長の報告のとおり採択とすることに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（千田正英） 起立全員です。したがって、陳情第3号は総務文教常任委員長の報告のとおり採択とすることに決定しました。

次に、社会厚生常任委員会の報告を求めます。13番佐藤昇社会厚生常任委員長。

【社会厚生常任委員会の報告】

○社会厚生常任委員長（佐藤 昇） 平成22年第1回定例会で社会厚生常任委員会に付託された議案について、会議規則第102条の規定により報告します。

審査年月日 平成22年3月10日、11日、15日

出席委員 中川光博、児玉春雄、藤原幸作、岡田曙、佐々木嘉一、佐藤昇

説明当局 市民生活部長、福祉保健部長、各関係課長

書記 福祉保健部高齢福祉課 菅生司

審査の経過と結果

議案第6号、平成21年度潟上市一般会計補正予算（第7号）（案）について。

繰越明許費は、3款2項児童福祉費の子ども手当電算システム構築事業528万3,000円、9款1項消防費の防災情報通信設備整備事業1,230万6,000円です。

歳入の主なものについて申し上げます。

13款2項1目民生費国庫補助金の増額の主なものは、子ども手当システム整備事業費補助金528万3,000円で、子ども手当が来年度から実施されることに伴いシステムを整備

するものです。

14款2項5目消防費県補助金779万7,000円の増額は、防災情報通信設備整備事業交付金で、住民に災害や非常事態の情報を瞬時に提供するためのものです。

歳出の主なものについて申し上げます。

2款8項2目きめ細かな臨時交付金事業費（生活環境課分）1,502万6,000円は、消防分団器具庫へのトイレ新設と防火水槽補修に関するものです。3目高齢福祉課分1,111万7,000円は、ことぶき荘改修工事で、屋根の塗装および外壁の塗装と張り替えをするものです。

4款1項4目成人保健費1,111万2,000円の減額の主なものは健診委託料で、受診者の減によるものです。

9款1項1目消防費2,610万円の減額の主なものは、請負差額と一部事務組合負担金の精算によるものです。2目災害対策費1,013万3,000円の増額の主なものは、防災情報通信設備整備委託料で、全国瞬時警報システムを整備するものです。

本案は、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

議案第7号、平成21年度潟上市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）（案）について。

歳入歳出それぞれ2,686万7,000円を増額し、歳入歳出の総額を37億5,929万3,000円とするものです。

主なものは高額医療費拠出金で、県全体の高額医療費が増となったことによるものです。

本案は、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

議案第8号、平成21年度潟上市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）（案）について。

歳入歳出それぞれ2,168万円を減額し、歳入歳出の総額を2億3,946万5,000円とするものです。

主なものは、保険料の軽減拡大措置の継続によるものです。

本案は、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

議案第9号、平成21年度潟上市介護保険事業特別会計補正予算（第4号）（案）について。

保険事業勘定、歳入歳出それぞれ168万8,000円を増額し、歳入歳出の総額を26億

2,095万9,000円とするものです。

主なものは、保険給付費および地域支援事業費に関するもので、実績見込みによるものです。

介護サービス事業勘定、歳入歳出それぞれ27万6,000円を増額し、歳入歳出の総額を879万8,000円とするものです。

主なものは、介護予防サービス計画費収入に関するもので、実績見込みによるものです。

本案は、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

議案第21号、平成22年度潟上市一般会計予算（案）について。

歳入の主なものについて申し上げます。

13款1項1目民生費国庫負担金は、対前年度比4億710万5,000円の増額で、主なものは子ども手当負担金と生活保護費負担金です。

14款1項1目民生費県負担金は、対前年度比929万円の増額で、主なものは保険基盤安定負担金です。14款2項3目衛生費県補助金は、対前年度比920万6,000円の増額で、主なものは母体健康増進支援事業費補助金です。

歳出の人件費を除く主なものについて申し上げます。

3款1項2目障害者福祉費は、対前年度比2,328万1,000円の増額で、主なものは扶助費の介護給付費・訓練等給付費です。3目福祉医療給付費は、対前年度比1,449万8,000円の減額で、主なものは扶助費の福祉医療費です。3款2項2目児童手当費は、対前年度比2億969万2,000円の減額で、子ども手当への制度移行によるものです。10目子ども手当費は5億4,085万4,000円の予算計上となっております。3款3項生活保護費は、対前年度比7,804万1,000円の増額で、主なものは医療扶助費です。

委員からは、生活保護の状況について質疑があり、要保護者は増加しており、相談も毎日数件あることから今後も増加していくものと思われ、対応するケースワーカーの取扱世帯数も国の基準を超える状況であるとの説明がありました。

3款6項1目少子化対策事業費（健康推進課分）は1,116万5,000円で、主なものは子宮頸がん予防接種に関するものです。

委員からは、子宮頸がん予防接種の周知方法について質疑があり、広報等への掲載のほか、対象者が未成年の女子中学生なので学校との連携を十分に図りながら保護者も含めて周知していきたいとの説明がありました。

4款1項4目成人保健費は、対前年度比1,914万8,000円の増額で、主なものは健診委託料です。4款2項3目クリーンセンター費は、対前年度比2,545万9,000円の減額です。

委員からは、今後のクリーンセンターの整備について質疑があり、新年度に一般廃棄物処理基本計画策定を委託し、22年度中に整備の方向性を示していきたいとの説明がありました。

本案は、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

議案第22号、平成22年度潟上市国民健康保険事業特別会計予算（案）について。

歳入歳出それぞれ37億1,773万9,000円で、対前年度比684万2,000円の減額となっております。

歳入歳出とも平成20年度の医療制度改革により、それ以前の実績額を参考にできないため、20年度の決算額をもとに被保険者数および療養給付費などの伸び率を勘案し算出したものです。

本案は、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

議案第23号、平成22年度潟上市老人保健特別会計予算（案）について。

歳入歳出それぞれ111万2,000円で、対前年度比141万円の減額となっております。20年度より後期高齢者医療制度に移行しておりますが、国の指示により過誤等の精算のため22年度まで特別会計を設置することになっております。

本案は、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

議案第24号、平成22年度潟上市後期高齢者医療特別会計予算（案）について。

歳入歳出それぞれ2億6,143万5,000円で、対前年度比346万円の増額となっております。

歳入の主なものは、一般会計繰入金の保険基盤安定分で、保険料軽減対象者の補てん分の増によるものです。

歳出の主なものは、それに伴う広域連合へ納付する負担金の増によるものです。

なお、22年度は保険料改定の年度となっており、県全体の平均で2.7%のアップとなります。

本案は、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

議案第25号、平成22年度潟上市介護保険事業特別会計予算（案）について。

保険事業勘定、歳入歳出それぞれ26億7,205万5,000円で、対前年度比1億807万7,000円の増額となっております。

主なものは保険給付費に関するもので、サービス利用量の増加によるものです。

介護サービス事業勘定、歳入歳出それぞれ937万3,000円で、対前年度比85万1,000円の増額となっております。

主なものは、介護予防サービス計画費収入に関するもので、サービス計画作成件数の増加によるものです。

本案は、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

議案第26号、平成22年度潟上市有線放送事業特別会計予算（案）について。

歳入歳出それぞれ2,792万3,000円で、対前年度比1,374万8,000円の減額となっております。

主なものは人件費に関するものです。

本案は、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

以上、社会厚生常任委員会の報告とします。

○議長（千田正英） これで社会厚生常任委員長の報告を終わります。

昼食のため暫時休憩致します。再開は1時30分からとします。

午前 1 1時41分 休憩

午後 1時28分 再開

○議長（千田正英） 休憩前に引き続き会議を再開致します。

午前中の社会厚生常任委員長より報告のありました議案第6号、平成21年度潟上市一般会計補正予算（第7号）（案）についての質疑を行います。

なお、常任委員長への質問は、審査の経過と結果についてです。

質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（千田正英） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（千田正英） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第7号、平成21年度潟上市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）（案）について質疑を行います。質疑ありませんか。9番戸田議員。

○9番（戸田俊樹） 委員長、どうも御苦労さまです。

議案第7号、国民健康保険特別会計補正予算についてご質問致します。

この中で報告の記載はありませんけれども、基金の積み立てが約2,000万円計上してありますけれども、当初予算では存置項目として1,000円ですが、この2,000万円の積み立てができた原因、要因についての当局からの説明ならびに質疑があったかお聞きしたいと思います。

○議長（千田正英） 13番佐藤委員長。

○社会厚生常任委員長（佐藤 昇） 戸田議員にお答え致します。

基金の積み立てということですが、これは国保関係のことですが、平成20年度に法の改正がありまして、それに伴う基金の積み立て等の関係だと承っております。

○議長（千田正英） 9番戸田議員。

○9番（戸田俊樹） これは私ども、さきの6月定例会において21年度の国保税の改定をし、22年度から3地区とも均すということで決議をし、決めておりました。その段階で3,000万円ほどの不足分が生じるということで6月の定例会においては国保税の条例の改正について行われたわけですが、2,000万円の積み立てができたということについて審議がなかったということであれば、それはそれとしてやむを得ませんけれども、22年度の一般会計からの繰出金ならびに国民健康保険税の特別会計についても4,000万円ほどの繰り越しを持つということになっておりますので、それらについてもう少しあったかどうか、関連ということで質問をいたします。経過は、そういう質疑がなければなかったということで結構です。

○議長（千田正英） 13番佐藤委員長。

○社会厚生常任委員長（佐藤 昇） 22年度の方ではいろいろと質疑があったわけですが、補正予算の方では特別、委員からの質疑はございませんでした。

○議長（千田正英） ほかに質疑ありませんか。17番堀井議員。

○17番（堀井克見） 委員長、どうも御苦労さまです。

この国保会計のことでありましてけれども、今回増額ということで2,600万円ほど今報告ございました。この直接の理由というものをいま一度お知らせしていただきたいと思っております。

それから、県全体の高額医療費が増となったという大変抽象的な表現の報告文章になっておりますが、そうすれば県全体ではまさしくどういう理由で、総体量としてどれぐらいのものが増になって、どういう按分で我が潟上市にこれだけの増額分が求められ

てきたのか、それをお尋ね致します。

最後に、これ3点めになりますけれども、今後の国保財政全体の、県、そしてまた我が潟上市の今後の全体の見通しというものをあわせてお答えをいただきたいと思います。

以上3点です。明確にお答えを求めます。

○議長（千田正英） 13番佐藤委員長。

○社会厚生常任委員長（佐藤 昇） 堀井議員にお答えをします。

先ほども申しあげましたように、平成20年度に大幅な改正がありまして、県全体の予算が増額したということの説明を受けております。

それから、これからどのような推移がされるということだわけですが、予算編成のかぎを握るのは加入者の所得がどのくらいになるか、また、国および県から示される計算方法に変更があるのか、診療費がどのくらいかかるのか、いずれも予測のつかない、不確定要素が大きいということをごさいますして、今後その推移を、実績を勘案しながら推移を見きわめながら補正予算もあるのではないかという答弁と聞いております。このことにつきましては、特別、委員の方からもございませんでした。

○議長（千田正英） 17番、再質問。

○17番（堀井克見） 今、私がお尋ねした改正によって総体が膨らんだと。それによって補正が生じて今回補正計上されたと。まさしく抽象的なお答えはわかりました。1点伺った県全体でそうすれば総体額でどれほどの必要性が発生したのかということには残念ながら答弁がございませんでした。そうすれば、補正をもって対応というような3つめの答弁でありましたけれども、今後のこの国保について補正対応あるやに私どもは聞き受けするわけですけれども、年度のこの末にあって、さらに国保の補正があるということが成り立つわけですか。私はこれが最後の補正ではないかなと私はそう読むわけですけれども、今の委員長の答弁ですと、不確定要素があつてなかなか読めない。今後また補正で対応するという趣旨の答弁がありますが、それは正確なお答えですか。

以上2点について再答弁求めます。

○議長（千田正英） 13番佐藤委員長。

○社会厚生常任委員長（佐藤 昇） 堀井議員にお答えします。

先ほども申しあげましたように、今までの実績を踏まえて当局は予算計上をする際、基礎ベースにしておりますが、平成20年度に大幅な改正がありまして予測ができないところもあるということで、今後の情勢を見きわめながら対応をするということでありま

す。

なお、その際話されておりますことは、潟上市内の加入者は、これは聞いておりませんので答える必要もありませんが、本市では加入者が9,305人、5,095世帯という中で対応していくというようなことでございます。

○議長（千田正英） 17番、再々質問。

○17番（堀井克見） 佐藤委員長、私聞いていることをしっかりと受けとめてください。よろしいですか。もう一度お尋ねします。

予算が少なくなって今回2,686万7,000円の増額補正したのでしょうか。これは間違いないわけです、数字ですから。あなたの報告にもありました。これは組み替えだと、予算の。具体的にどういう理由なのかということの答えがありません。そして、全体的に総体量としてどれぐらいの金額の不足が生じて、その何分の1か、いわゆる分配として我が方に、我が潟上市に補正として求められてきたのでしょうか。その基礎ベースとなるべく総体的な不足額が幾らなのですかと。それわからないでこの2,600万円って出てくるはずがないんですよ。そのことを私はお尋ねしています。

あわせて、今後補正等々において対応と言いますが、今回は21年度の最後の補正と、私はそういう受けとめ方をしていますが、今、委員長の答弁では、今後も不足というか、いわゆる不確定要素があるので補正等で対応してまいると、こういうことでしたが、それは少しおかしいのじゃないですかということをお尋ねしているのです。これ3回目ですので、ひとつしっかりとお答えを求めます。

今、私が質問している時間に戸田議員が違うとか違わないとかということをやっていますが、不規則発言とか不穏当発言は、厳にあなた謹んでください。わかりましたか。それでは答弁求めます。

○議長（千田正英） 13番佐藤委員長。

○社会厚生常任委員長（佐藤 昇） 当局は十分説明したと思いますが、私の記録したところによれば、全市町村が補正で対応したということになっておりまして、先ほど数字を申し上げられましたが、そのところまでは委員会の方で質問をしておりません。

以上です。

○議長（千田正英） 簡潔にお願いします。

○17番（堀井克見） やはり所管委員会というのは、まさしく常任所管委員会であって、私どもはこの本会議場で皆さんに信頼をして、少なくとも何千万、何億という予算の審

査を付託するわけですから、その肝心のベースとなるものの数字だとかそういうものを審査十分でなくして可決すべきものとしたという形での委員長報告というのは私はいかがなものかなと思いますから、今回は審査していないものをこれ以上答えなさいと言っても、これはもう物理的に無理でしょう。委員長の立場として。よしとしますが、今後はその点においても十分念入りに審査をして、そして私どもに所管の常任委員長として責任ある答弁ができるように今後の審査方をお願いをして私の質問を終わります。

以上です。

○議長（千田正英） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（千田正英） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（千田正英） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第8号、平成21年度潟上市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）（案）について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（千田正英） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（千田正英） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第9号、平成21年度潟上市介護保険事業特別会計補正予算（第4号）（案）について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（千田正英） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（千田正英） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第21号、平成22年度潟上市一般会計予算（案）について質疑を行います。質疑ありませんか。14番藤原議員。

○14番（藤原典男） 宜しくお願いします。

81ページの3款民生費3項2目の生活保護費について伺いたいと思います。

扶助費が前年と比べて7,841万8,000円増となっております。報告では主なものは医療扶助費となっておりますけれども、生活保護を受けるということは生活扶助費とか住宅扶助費とか教育扶助費とかいろいろな扶助がありますけれども、この中でどの扶助費の増が見込まれるのか、その全体的な生活保護費の見込みの件数はどういうふうに算定したのか、そこら辺について1点伺いたいと思います。

○議長（千田正英） 13番佐藤常任委員長。

○社会厚生常任委員長（佐藤 昇） 14番藤原典男議員にお答えします。

扶助費の関係ですが、結果的に増となっております。これは平成20年12月の推計ですが、352世帯で472人、平成21年12月現在で378世帯の531人です。結果的に増が26世帯59人の増となっております。ということで、今現在も相当この生活関係の方の相談があるし、増えておるといような状況だという説明でありました。

それで、見込みということになります。見込みということは、増えるということはおかっても件数としては何件くらいだという予測は定めて、説明はありませんでした。

なお、その増える項目は、主に今、生活扶助費が増加しているという状況となっております。

以上であります。

○議長（千田正英） ほかに質疑ありませんか。はい、18番藤原議員。

○18番（藤原幸雄） 委員長、どうも御苦労さんです。

委員長報告の4ページの真ん中よりちょっと下ですか、委員長からの報告で、いわゆるクリーンセンターの整備についての質疑応答があったと書いております。この22年度中に整備をするということで、一般廃棄物処理基本計画策定を委託するというございですが、クリーンセンターはご案内のように大変老朽化しております。これを建設するとなれば多額の費用がかかると思いますが、今後これに対応するために合併特例債をどのように活用をされるのか、内容についてご審議あったのかどうかお伺いします。

○議長（千田正英） 13番佐藤社会厚生常任委員長。

○社会厚生常任委員長（佐藤 昇） 18番藤原議員にお答えをします。

この件につきましては、委員からも質疑がありました。一般質問等でもこのことは質問なり答弁があったわけですが、毎年度、精密機能検査をしておるといようなことをござい。クリーンセンターはご承知のように、もう耐用年数が過ぎておるといこ

とで、今後例えば10年間を想定した場合、5億円以上の費用を要する見込みということになっております。しかしながら、本体の炉が毎年大きく修繕等を要することから、このたび一般廃棄物の処理計画全体の中で今までのクリーンセンターをどのくらいもたせていけるのか、そしてもたせた後には改築等があり得るのかということはこのたび予算計上をして、その中で専門家から検討を加えてもらって、そして今年度中にその方向性を出していくという答弁でございました。当然今後のことですから前にも一般質問等でもあったかと思いますが、特例債を使われるという説明でございました。

○議長（千田正英） ほかに質疑ありますか。ありませんか。17番堀井議員。

○17番（堀井克見） 委員長、どうも御苦労さまです。

2点についてお尋ねしますので、宜しくお答えをいただきます。

1点めは4ページです。よろしいですか、委員長。一番上の10目の子ども手当費5億4千いくらと、これは民主党政権になりましてから子供に手当をあげると、支給するというので今年初めて計上されました。しかも5億4,000万円という膨大な金額であります。ある意味では子育てという大事な場面におられる方々は大変喜んでおると思いますが、そこで、この対象者数というものは、いま一度潟上市におかれましては、どれくらいというか何人おられるのか、その人数をお聞かせいただきたいと思っております。できれば天王地区、昭和地区、飯田川地区ということであらわしていただければ一番ありがたいし、もしできなければ潟上全体の人数を、何歳から何歳までなのかということを加えながらご説明いただきたいと思っております。

それから、この種の政府からくるお金を、言ってみれば我が市が窓口となって支給するような形になるわけでありまして、100%ミスなく支給するため実際は、かなりのきちとしたチェック等々も必然的に必要だろうと思っております。そういう観点から、具体的な支給方法、いわゆるプログラムはどういうふうに進んでいくのか、そして具体的にはいつの時点から支給されて、いつの時点で終わるのか等々を、当然初めての予算計上でありますから、しっかりと議論され、質疑されたと思っておりますので、以上の点についてお答えをいただきたいと思っております。

それから2つめです。先ほど今、同僚議員からもご質問ありました。これも4ページの中ほどちょっと下です。いわゆる今後のクリーンセンターの整備についての質疑がありましたと。新年度に一度、一般廃棄物処理基本計画策定委託をし、そして22年度中、今年中には整備の方向を示していきたいと説明があったというふうな報告をなされてお

ります。このことは我が市にとって潟上市の新しい庁舎を建てることが一本の柱とするならば、このクリーンセンターを今後どういう形で進めていくのか、これは私、2本めの柱と言っても過言でないと思います。それだけ大きな政治的な潟上市の政策テーマであります。再三再四、今先ほど佐藤委員長からもお答えあったように、一般質問等々でも議論を重ねてまいりました。機械の新炉が耐用年数がきているということで、まさしく抜き差しならない状況に今近づいておるなということを感じたわけでありまして、5億とか7億とか、まさしく計画そのものを策定して、委託をして、その積算が出てこなければ空論と、絵に描いた餅とは言いませんが予測の域は越えてないわけですよ。なので、やっぱり何億何億という数字だけが飛び交って、これから委託をして、そして計画を立ててきて、そして積算が出てくるという、実に悠長な話と言わざるを得ないわけでありまして。その点、私は今後、当然今年中に出てくるということの方向性を示したいとの説明があったというわけですが、一つずばりお伺いしたいことは、所管の委員会で本当に5億なら5億というものの実際の根拠というのは何だったのかなということも当然お聞きになったと思います、委員の皆さんは。その根拠というものを今この段階でひとつお示しをいただきたいということでありまして。

2つめは、こういう話が出たかどうかわかりませんが、あくまでもこれは全面改修なのか、あるいは補修して使っていくのかという議論、2つの議論のように聞こえていますが、余計なことかもしれませんが、私もいろんな機会に申し上げたことがあります、男鹿市と、それから南秋が新しい処理場をつくってまだ日にちが浅いです。四、五年たったのかな。そして聞くところによりますと、相当の処理の許容量の余裕があると。まだまだごみは処理できるということも当事者である、ある首長さんから私明確に聞きました。これもまたちょっと言い過ぎになるかもしれませんが、場合によっては潟上市を交えながら処理場のある機械を有効的に処理場としていく場合は、我が潟上市がおそまきながら男鹿市・南秋のこの処理組合の方に参加、加入していくというようなアクションも一つの選択肢として、新しくやるか、修理して使うか、あるいはまた既存の周辺の処理施設に新規加入を求めて、要請して、それに一緒に男鹿・南秋・潟上として処理をしていくか、このような3つ、私は選択肢があるのじゃないかなと思います。この3点は今、私の思いですけれども、この辺も含めてそうすれば審査はされなかったのかどうか、どうかひとつ以上のことについて、とりあえずまず答弁をいただきたいと思っております。

○議長（千田正英） 13番佐藤社会厚生常任委員長。

○社会厚生常任委員長（佐藤 昇） 堀井議員にお答えをします。

1つめの子ども手当の件ですが、5億3,872万円の内訳ですが、これは1万3,000円を支給するというので、当面は小学校3,126人、中学校1,024人、これは1万3,000円でこれ割れば出てくる数字ですが、とりあえずそのところの子ども手当を対応するというのでございます。

2点めのクリーンセンターの件ですが、先ほども申し上げましたように、かなりの時間を割いてこれは委員からもいろいろ質問、意見などありました。先ほど申し上げましたように、大変緊急を要する事態だということは一一致した認識でございまして、いずれは建設に向かっているかなければいけないというところでございます。そしてそのために期間を要する間は、相当の費用はかかるけれども対応をしていくということの中身をいかに精査して効率よい、費用をかけて、クリーンセンターの稼働が支障のないようにするかというようなことが当局からも真剣な説明がございました。

将来展望になるわけですが、いずれは新設に向かっているかなければならないというようなことは言うておりますが、この委託料の推移の結果、今年度中に示されますので、その示されたものによってどう対応していくかということで当局が考えていくということでございます。

それから、他地域、例えば男鹿・南秋の方だとか秋田市の方だというような事柄については、今までいろいろな一般質問等、あるいは行政報告等の中でも示されて、それぞれの議員が聞いておりますので、そのことは深く質問はしておりませんでした。

子ども手当はご承知のように政府の方で6月から1年間支給するというようなことでございます。

○議長（千田正英） 17番堀井議員。

○17番（堀井克見） この子ども手当、小中学生を対象にするうんぬんということで、恐らくこれは18歳まででしたか、上限はそうすれば何歳なのかということが一つです。おぎゃあと生まれた子供から何歳までだったのかなということの確認と、人数をはっきり申しましたか、何名ということでお答えあったでしょうか。言いましたか、4,000ね。それから問題は100%誤りなくきちっと支給するために、どういうプログラムというか、どういう手順方法で、支給方法でやられるのかなということをもまだお答えありませんので、その点についてもう一度お尋ねを致します。

それからクリーンセンターのことですが、今、委員長の答弁、お話を聞いていますと、緊急だと。言ってみれば非常事態を想定しながら緊急にものをやらなきゃだめだというような一方の答弁がある。また一方で、これから最終的には今、大事な答弁がありました。全面改修だと。そしてそれまでは補修を続けていきながらという趣旨の答弁だったように私伺ったのですが、実際、最終的には改修と言いながら、全面改修と言いながら補修を続けていくということは、そうすればそういう方向が決定したと私どもは解釈をされているのですか。

それからいま一つは、この基本計画というものは、恐らく計画に基づいて予算もあらわれてくると思うのですが、どういうところに委託して、その方向性なり計画書が出てくるのですか。どういう方面に依頼されるのですか、いま一度そのことをお聞きしたいと思います。

それから、男鹿・南秋等々とのそちらの方に加入をしていく、あるいはまた依頼をしていくという話はなかったということだようですので、それはまた別の機会で私またお話ししていきたいと思います。

それは別として、その2点についてあえてまたお尋ねします。

○議長（千田正英） 13番佐藤社会厚生常任委員長。

○社会厚生常任委員長（佐藤 昇） 堀井議員にお答えをします。

この予算が通り次第、政府の方針に従って、あるいは県の方針に従って市の方では粛々と作業を進めると伺っております。

それから、クリーンセンターのことですが、決定したということは聞いておりません。あくまでも22年度の委託をしたその結果を見て当局は進めていくということでございます。

いずれにしても堀井議員ご案内のように、建設時期等を見ましても環境アセス等々、これをさかのぼってかなりの年数を要するということから、確かに前は七、八年も前に計画を進めなければ結果的に建設できないということがありましたが、今はもうかなりの工法等も進んでおりますから、そんなに何年というようなことではないかと思いますが、いずれそのことを想定していわゆるこのたびの委託料の結論を得まして遅滞なく、支障なく進めていきたいという説明でありました。

○議長（千田正英） 17番堀井議員。

○17番（堀井克見） 佐藤委員長、一番肝心なところ、そう思うとか思わないとか、あ

あなたの思いを私は聞いているものではありませんし、要はこのクリーンセンターの件ですが、基本計画策定を委託すると。どちらに委託するのですかということが一つでしょう、肝心なこと。

それといま一つは、今の答弁を聞いていますと、先ほどの答弁と違っていることは、必ずしも全面改修するわけでもない。まさしく策定書が出てこなければ補修をもって対応していくのか、全面改修するのか、これも定かでない。そうすれば今の時点においては潟上市においては、ごみ処理場、いわゆるクリーンセンターの処理方については、全くこの基本計画の策定書を委託をし、回答がこなければ、まだ暗中模索というか方向が定まっていないという解釈を私どもは今時点ですればいいのですか。わかりやすくお尋ねしますが、どういうことなのですか、いま一度お答えください。

○議長（千田正英） 13番佐藤社会厚生常任委員長。

○社会厚生常任委員長（佐藤 昇） あくまでも今までの精密機能検査を踏まえた結果、この委託料が必要となって、そしてこのたび計上したと。そしてこのたびの計上した専門の業者、つまりは私どもの方のクリーンセンターにかかわるかなり詳しい専門家だと思いますが、そこまではどこの業者を選定するかということは聞いてもおりませんし、答弁もございませんでしたが、いずれ耐用年数を過ぎておりますから、かなり重要と見て対応をするということの中で、あくまでもこの委託料をして精査した結果を踏まえて対応するというものでありまして、それ以上は私は聞いておりません。

以上です。

○議長（千田正英） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（千田正英） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（千田正英） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第22号、平成22年度潟上市国民健康保険事業特別会計予算（案）について質疑を行います。質疑ありませんか。14番藤原議員。

○14番（藤原典男） 報告書によれば歳入歳出とも平成20年度の医療改革によって、それ以前の実績額を参考にできないため20年度の決算額をもとに被保険者数および療養給付費などの伸び率を換算し算出したものと報告してありますが、169ページの2款1項、

歳出の中の療養諸費の内訳の根拠というものをもっと詳しくお聞きしたいと思います。

それから、今、国保に加入している方で大体何人というのは、なかなか統計はとることとはできないと思うのですが、国保加入者のうち何割の方が何らかの形で通院しているのか、それからあとはその方たちが月何回ぐらい平均で通院しているのか、また、入院は月平均ではどれくらいしているのか、もしそういうことが審査の中で話してありましたらお聞かせ願いたいと思います。

それから2つめは高額療養費の内訳ですけれども、2款2項ですけれども、1人最高額で幾らぐらい月かかっているのかと、もしそういうふうな審査をしてありましたらお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（千田正英） 13番佐藤委員長。

○社会厚生常任委員長（佐藤 昇） 14番藤原議員にお答えをします。

報告書にも書いてあるとおり、過去の実績と伸び率を勘案して予算計上しておるというところでございます。9,341人を対象にしております。

先ほど来答弁しておりますように、20年度に法の大幅な改正があったがゆえに、なかなかその見込み額がつかない面があったということですから、あくまでも今までの実績を踏まえた伸び率を勘案していくというようなところでございます。

それから、高額療養費のことですが、これは最高額幾らの額だとかというようなことまでは、説明もしておりません。質問もしておりません。あくまでも実績に伸び率を見込んだ予算計上という状態でございます。

○議長（千田正英） 14番藤原議員。

○14番（藤原典男） 内容わかりましたけれども、国保加入者のうち何割ぐらいの方が何らかの形で病院に行かなきゃいけない、行っているということをもし審議されておりましたら、そこら辺ちょっと答弁がなかったのも、なければなかったでよろしいですけれども、宜しくお願いします。

○議長（千田正英） 13番佐藤委員長。

○社会厚生常任委員長（佐藤昇） そこはなかなか予測のつかない面があるということで、国保加入者であってもだれがどこの病院に行った、何人が対象になるということとはわからない。ただ言えることは、最終的にはレセプトが市の方へ入ってくるような状態ということになっておりますので、そのいわゆる件数は当局では把握はしておるというこ

とですが、あなたのご質問にこれで答弁がなるかわかりませんが、いずれそれ以外の説明、質疑はしておりません。

○議長（千田正英） ほかに質疑ありませんか。17番堀井議員。

○17番（堀井克見） 今、委員長、「予測つかない」という言葉を何回も使っていますが、請求がくるときにどこの病院にかかったか本当にわからなくて医療請求がきているんですか、それは確認したんですか、委員会で。そこら辺ちょっとおかしいと思いますよ。国保会計の請求がくるときに、どこの病院、医療機関にかかったか全く予測がつかないということ何べんも言っていますが、本当にそれで医療費の請求がきているのですか。

○議長（千田正英） 13番佐藤委員長。

○社会厚生常任委員長（佐藤 昇） 堀井議員にお答えします。

私が申し上げたところは、今後の医療費がどの程度になるかということにおきましては、あくまでも実績に応じ伸び率を見込んでおることで、全体の具体的な数値等は委員会では審査がございませんでした。

○議長（千田正英） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（千田正英） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（千田正英） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第23号、平成22年度潟上市老人保健特別会計予算（案）について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（千田正英） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（千田正英） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第24号、平成22年度潟上市後期高齢者医療特別会計予算（案）について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（千田正英） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（千田正英） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第25号、平成22年度潟上市介護保険事業特別会計予算（案）について質疑を行います。質疑ありませんか。14番藤原議員。

○14番（藤原典男） 具体的な数字をお聞きしたいのですけれども、3つにわたって宜しくお願い致したいと思います。

1つめは介護保険サービスを受けている方の人数と今年度の見込み数、それが1つめ。それから、介護保険サービスというのはいろいろなサービスがありますけれども、特に多いと思われるのはデイサービス、これ何人くらい利用しているのか、見込み数。それから、入浴サービス、非常に大事なサービスですので、これ何人くらい受けて、見込みはどうなっているのか。それから介護予防福祉用具の貸し出し数はどういうふうになっているのか。それから、高額介護サービスを受けている方の人数と見込み。そして潟上市において介護保険予防サービスは効果を発揮しているのかどうか、そこら辺を委員会の中で審議しておりましたらお知らせ願いたいと思います。

以上です。

○議長（千田正英） 13番佐藤社会厚生常任委員長。

○社会厚生常任委員長（佐藤 昇） 藤原典男議員にお答えをします。

委員会では数字まで細かくは質問等はしておりません。しかし、要介護度認定者は、1から5まで平成22年度の現在で1,792名を見込んでおります。

それから、介護予防の効果ということですが、かなりこの予算書にもあるとおり地域支援事業、介護予防支援100万円、あるいは地域支援事業の中の包括支援事業、予防ケアマネジメント1,800万円等々が計上されまして、本市では他市よりこの点においては手厚くいわゆる事業を展開しておるという説明でございます。

なお、この事業によりまして生活機能の低下を未然に防止しながら維持・向上させて効果を上げておるということの説明がありました。

なお、詳しい数値等においては、昨年度ですか、その前に潟上市福祉計画書、介護予防計画書等に詳しく記載しておりますので、委員の皆さんはそれを踏まえておりました、特別詳しく数字は質問ありませんので、後でご覧になっていただければと思います。

○議長（千田正英） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（千田正英） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（千田正英） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第26号、平成22年度潟上市有線放送事業特別会計予算（案）について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（千田正英） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（千田正英） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、産業建設常任委員会の報告を求めます。10番佐藤義久産業建設常任委員長。

【産業建設常任委員会の報告】

○産業建設常任委員長（佐藤義久） 平成22年第1回定例会で本委員会に付託された議案について、会議規則第102条の規定により報告をします。

1. 審査年月日 平成22年3月10日、11日

2. 出席委員 伊藤栄悦、大谷貞廣、菅原理恵子、澤井昭二郎、戸田俊樹、
藤原幸雄、佐藤義久

3. 説明当局 産業建設部長、水道局長、各関係課長

4. 書記 産業建設部産業課 菅原誠

5. 審査の経過と結果

議案第3号、潟上市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例（案）について。

本条例は、水道事業の給水区域拡張および簡易水道事業を水道事業に統合することに伴い、所要の規定を改める必要があるため条例の関係部分を改正するものです。

委員からは、秋田市からの分水の解消の理由について質問があり、秋田市の水源は表流水であるため水利権が設定されており、この水利権の更新に伴い本市への分水開始から20年以上経過していることは暫定措置とは言えず、法に抵触することについて国およ

び県の指摘を受け、分水を解消するものであるとの回答がありました。

本案は、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

議案第4号、潟上市水道事業給水条例の一部を改正する条例（案）について。

本条例は、簡易水道事業を水道事業に統合することに伴い、所要の規定を整理する必要があるため条例の関係部分を改正するものです。

委員からは、料金の変更はあるのかとの質問があり、本条例改正は簡易水道事業の統合のための改正であり、料金の変更はなく、料金体系の統一については22年度に検討していくとの回答がありました。

本案は、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

議案第6号、平成21年度潟上市一般会計補正予算（第7号）（案）について。

歳入について、13款2項国庫補助金の主なものは、7目災害復旧費国庫補助金が479万2,000円の増額で、農林水産業施設災害復旧費補助金です。

歳出について、2款7項地域活性化事業費の主なものは、4目経済危機対策事業費（産業課分）が76万4,000円の減額で、事業の確定によるものです。

委員からは、天王温泉くらの源泉設備についての質問があり、温泉法の改正により平成22年3月まで改修する必要があるとの回答がありました。

2款8項きめ細かな臨時交付金事業費の主なものは、5目きめ細かな臨時交付金事業費（都市建設課分）が1億934万円の増額で、道路改良工事と公園改修工事が主なものです。

委員からは、公園改修の内容についての質問があり、鞍掛沼公園の滝補給水ポンプ、歴史の広場外周柵、郷土館、伝承館、大型トイレ、市内全域の各公園に設置されている遊具102基の改修との回答がありました。

4款1項衛生費の主なものは、7目浄化槽普及費が40万5,000円の減額で、これは合併浄化槽事業特別会計繰出金の減額です。

6款1項農業費は564万2,000円の減額で、農業集落排水事業特別会計繰出金277万6,000円の減額が主なものです。

8款2項道路橋梁費は99万8,000円の減額で、除雪機械の修繕料が163万円の増額と道路改良工事費の事業精算による130万3,000円の減額が主なものです。

委員から、除雪機械等購入費補助金の今後の方針について質問があり、除雪作業の向上のため今後も必要との回答がありました。

8 款 4 項都市計画費は895万6,000円の減額で、これは下水道事業特別会計繰出金の減額です。8 款 5 項住宅費は88万8,000円の減額で、これは地震危険度・揺れやすさマップ作成委託料の契約差額で58万8,000円の減額が主なものです。

本案は、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

議案第10号、平成21年度潟上市農業集落排水事業特別会計補正予算（第4号）（案）について。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ177万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億1,142万9,000円とするもので、農業集落排水事業の精算の見込みによる減額が主なものです。

本案は、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

議案第11号、平成21年度潟上市下水道事業特別会計補正予算（第4号）（案）について。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,565万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ21億6,373万4,000円とするもので、下水道事業の精算の見込みによる減額が主なものです。

本案は、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

議案第12号、平成21年度潟上市合併処理浄化槽事業特別会計補正予算（第3号）（案）について。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ26万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ786万4,000円とするもので、合併処理浄化槽事業の精算の見込みによる減額が主なものです。

本案は、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

議案第13号、平成21年度潟上市豊川財産区特別会計補正予算（第1号）（案）について。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ105万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ249万6,000円とするもので、財政調整基金への積立金です。

本案は、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

議案第17号平成21年度潟上市水道事業会計補正予算（第4号）（案）について。

収益的収入、1 款 1 項営業収益の1 目水道料金100万円の減額と1 款 2 項営業外収益の3 目水道加入金63万円の減額が主なものです。

資本的収入は、1款2項出資金が858万1,000円の追加で、きめ細かな臨時交付金事業にかかわる一般会計繰入金です。

資本的支出は、1款1項建設改良費が606万6,000円の追加で、一向浄水場取水設備更新工事、鶴沼台浄水場No.3ろ過ポンプ更新工事、株山地区配水管布設工事が主なものです。

本案は、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

議案第18号、平成22年度潟上市農業集落排水事業特別会計への繰り入れについて。

本案は、農業集落排水事業推進のため、地方財政法の規定により、平成22年度潟上市一般会計から1億4,753万1,000円以内を繰り入れるものです。

本案は、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

議案第19号、平成22年度潟上市下水道事業特別会計への繰り入れについて。

本案は、下水道事業推進のため、地方財政法の規定により、平成22年度潟上市一般会計から6億7,345万8,000円以内を繰り入れるものです。

本案は、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

議案第20号、平成22年度潟上市合併処理浄化槽事業特別会計への繰り入れについて。

本案は、合併処理浄化槽事業推進のため、地方財政法の規定により、平成22年度潟上市一般会計から217万6,000円以内を繰り入れるものです。

本案は、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

議案第21号、平成22年度潟上市一般会計予算（案）について。

歳入について、12款1項使用料は、6目土木使用料の市営住宅使用料7,195万6,000円が主なものです。

13款2項国庫補助金は、4目土木費国庫補助金の社会資本整備総合交付金8,070万円が主なものです。

14款2項県補助金は、4目労働費県補助金の緊急雇用創出臨時対策基金事業費補助金5,651万8,000円、6目商工費県補助金のペレットボイラー整備事業費補助金3,600万円が主なものです。14款3項委託金は、5目商工費委託金の昭和工業団地管理業務委託金120万円が主なものです。

19款3項貸付金元利収入は、中小企業振興融資預託金8,000万円が主なものです。

歳出について、4款1項保健衛生費のうち7目浄化槽普及費は327万6,000円で、合併処理浄化槽事業特別会計繰出金が主なものです。8目水道事業費は5,902万2,000円で水

道事業会計繰出金が主なものです。

5款1項労働諸費は6,179万8,000円で、そのうち3目緊急雇用創出臨時対策基金事業費5,651万8,000円が主なもので、8事業42名の雇用を見込んでおります。

委員から、臨時雇用者の雇用期間について質問があり、最長で1年、最短で3か月との回答がありました。

6款1項農業費は3億7,457万9,000円で、そのうち3目農業振興費は3,771万3,000円で、農業振興地域整備計画策定委託料、市病虫害防除協議会補助金、フロンティア農業者研修助成金、今こそチャレンジ農業夢プラン応援事業費補助金、水田農業構造改革対策補助金、転作大豆振興対策費助成金、水田農業自給力緊急支援対策モデル事業補助金が主なものです。4目農地費は7,208万3,000円で、豊川地区地形図作成委託料、県営土地改良事業負担金が主なものです。6目農業集落排水事業費は1億4,753万1,000円で農業集落排水事業特別会計繰出金です。

委員からは、農業振興地域整備計画について質問があり、農業振興地域の整備に関する法律に基づき農業の振興を図るべき地域を明らかにし、農地の有効活用と優良農地を確保するため平成19年度から着手しており、潟上市の農業振興、また将来への取り組みなどどうするか、各地域の農業を守るため線引きなどの業務を行うとの回答がありました。

6款2項林業費は564万円で、松くい虫防除対策事業委託料が主なものです。3項水産業費は221万1,000円で、種苗放流事業補助金、わかさぎ卵放流事業補助金が主なものです。

7款1項商工費は2億229万4,000円で、そのうち1目商工振興費は1億697万1,000円で商工会補助金、中小企業振興融資制度預託金が主なものです。2目観光費は9,532万3,000円で、天王ふれあい交流センター指定管理料、ブルーメッセあきた関連施設指定管理料、ペレットボイラー設置工事が主なものです。

委員からは、ペレットボイラーの内容と既存ボイラーとの関係について質問があり、地球温暖化防止など国を挙げて環境対策に取り組んでいる中で、本市でも環境問題を考慮し設置しようとするもので、結果的に3基で交互運転することができ、既存ボイラーの延命につながるとの回答がありました。

8款1項土木管理費は7,684万円で、職員および臨時職員の人件費が主なものです。2項道路橋梁費は3億2,624万9,000円で、そのうち1目道路維持費は1億6,136万3,000

円で除雪委託料、側溝等清掃委託料、道路維持補修工事が主なものです。2目道路新設改良費は1億6,488万6,000円で、社会資本整備総合交付金による道路改良工事および大清水下谷地線跨線橋下部工事等に係るJRへの改良工負担金が主なものです。3項河川砂防費は458万5,000円で新薬地区の急傾斜地崩壊対策事業負担金が主なものです。4項都市計画費は10億2,754万8,000円で、そのうち1目都市計画総務費は4,165万8,000円で、職員の人件費と都市計画変更委託料が主なものです。2目公園費は1億1,244万3,000円で各公園などの維持管理費で、施設保守管理委託料が主なものです。3目公共下水道費は6億7,345万8,000円で下水道事業特別会計繰出金です。5項住宅費は4,359万1,000円で、そのうち1目建築住宅総務費は1,830万円で、新規事業の住宅リフォーム補助金が主なものです。2目住宅管理費は2,529万1,000円で市営住宅の修繕料と住宅団地の維持補修工事が主なものです。

本案は、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

議案第27号、平成22年度潟上市農業集落排水事業特別会計予算（案）について。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億7,599万6,000円です。

歳入について、1款1項農業集落排水施設使用料は2,161万7,000円、4款1項県補助金は50万円で豊川地区の農業集落排水実施計画費補助金です。5款1項一般会計繰入金は1億4,753万1,000円、8款1項下水道債の600万円は資本費平準化債です。

以上が主なものです。

歳出について、1款1項総務費は474万1,000円で、施設の保守管理委託料と修繕料が主なものです。2項大崎地区排水施設費は2,041万9,000円で、下水道接続に伴い処理場を他の施設に転用するための清掃消毒委託料と機材撤去工事が主なものです。3項湖岸地区排水施設費は498万2,000円、4項羽立地区排水施設費は580万2,000円、5項豊川地区排水施設費は1,163万6,000円で、各施設の光熱水費や保守管理委託料が主なものです。2款1項公債費は1億2,811万6,000円で償還元金と利子です。

以上が主なものです。

本案は、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

議案第28号、平成22年度潟上市下水道事業特別会計予算（案）について。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ13億9,657万1,000円です。

歳入について、1款1項下水道使用料は3億4,600万3,000円、4款1項国庫補助金は3,800万円、5款1項一般会計繰入金は6億7,345万8,000円、8款1項下水道債は3億

1,250万円です。

以上が主なものです。

歳出について、1款1項総務費は2億7,028万9,000円で、流域下水道事業負担金と流域下水道維持管理負担金が主なものです。2項事業費は2億8,245万2,000円で、公共下水道事業費と特定環境保全公共下水道事業費です。2款1項公債費は8億4,283万円で償還元金と利子です。

以上が主なものです。

本案は、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

議案第29号、平成22年度潟上市合併処理浄化槽事業特別会計予算（案）について。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ558万2,000円です。

歳入について、1款1項合併処理浄化槽施設使用料の278万8,000円と4款1項一般会計繰入金の217万6,000円が主なものです。

歳出について、1款2項合併処理浄化槽施設費は439万6,000円で、施設の保守管理委託料が主なものです。

本案は、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

議案第30号、平成22年度潟上市豊川財産区特別会計予算（案）について。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ38万3,000円です。

歳入について、4款1項繰越金は37万3,000円です。

歳出について、1款1項総務管理費は33万3,000円で、管理委員報酬、湖東森林組合賦課金が主なものです。

本案は、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

議案第35号、平成22年度潟上市水道事業会計予算（案）について。

収益的収入、1款1項営業収益は5億1,063万9,000円で、主に水道料金です。2項営業外収益は3,188万7,000円で、一般会計補助金、水道加入金が主なものです。

収益的支出、1款1項営業費用は4億82万3,000円で、原水および浄水費、配水および給水費、総係費、減価償却費が主なものです。2項営業外費用は1億569万3,000円で、企業債利息償還金、消費税、繰延勘定償却費が主なものです。

資本的収入、1款1項企業債は4,620万円で追分地区整備に伴う事業債です。2項出資金は3,169万5,000円で天王地区簡易水道債元金繰入金、追分地区整備に伴う一般会計繰入金が主なものです。

資本的支出、1款1項建設改良費は1億2,121万5,000円で、そのうち1目取水設備費は1,665万7,000円で工事箇所3か所、2目浄水設備費は6,961万円で新迫分浄水場等整備実施設計業務委託および工事箇所3か所、4目営業設備費は1,136万3,000円で量水器購入、5目用地費2,357万9,000円は新迫分浄水場および取水施設用地の取得が主なものです。2項企業債償還金は1億8,926万3,000円です。3項開発費は850万5,000円で管路台帳更新業務委託です。

本案は、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

議案第36号、市道路線の認定及び変更について。

本件は、開発行為等により市に帰属された道路を市道として管理するため、道路法第8条第2項および第10条第3項の規定に基づき、路線を認定および変更するものです。

本案は、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

陳情第1号、最低賃金の大幅引き上げと、全国一律最低賃金制度確立を国に求める意見書採択を求める陳情書について。

本件は、働いても貧困から抜け出せない「ワーキング・プア（働く貧困層）」の増加が社会的問題になっており、改正最低賃金法の趣旨を生かした地域最低賃金の大幅な引き上げ、全国一律最低賃金制度の確立へ向けた地域間格差を縮小させるための施策、また最低賃金の引き上げに当たっては中小零細業者の経営支援策と生活支援策を十分に講じることが必要であるため、陳情書のとおり願意妥当と認め、全会一致で趣旨採択すべきものと決しました。

以上、産業建設常任委員会の報告と致します。

○議長（千田正英） これで産業建設常任委員会の報告を終わります。

暫時休憩します。再開は3時からです。

午後 2時49分 休憩

午後 3時00分 再開

○議長（千田正英） 会議を再開します。

先ほど産業建設常任委員長より報告がありました議案第3号、潟上市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例（案）について質疑を行います。質疑ありませんか。15番西村議員。

○15番（西村 武） 潟上市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例とい

うことで、このたび水道事業の給水区域拡張ということで大崎地域がこの拡張の中に入りまして給水区域に入りましたが、実際大崎地域が今大変水の方が悪くて困っているという方々がたくさんおりますので、この給水までの計画等につきましてはいつころの運びになるものか、その辺のところの審議があったのかどうかということでひとつお答えをいただきます。

○議長（千田正英） 10番佐藤産業建設委員長。

○産業建設常任委員長（佐藤義久） 平成28年までにということで説明を受けております。

○議長（千田正英） 15番西村議員。

○15番（西村 武） 審議の中では、まず平成28年までに給水を実施するということがよろしいですね。わかりました。

○議長（千田正英） ほかに質疑ありませんか。17番堀井議員。

○17番（堀井克見） 委員長、御苦労さまでした。

いっぱいありますから、まず一つずついきます。

まずこれ、私非常に奇異に感じたのは、今回、表流水である秋田市の水利権の設定うんぬんということで報告ありました。「水利権の更新に伴い」と、「本市への分水」というのは旧天王だと思えますけれども、「20年以上も経過して暫定措置とはいえ法に抵触することがわかった」と。「国および県の指導、指摘を受けて分水を解消するという回答です」これそうすれば今まではずっと、法に抵触してきたという解釈も成り立つんですか。それともこの今回の水利権の更新によって新たにこういう問題が惹起したと、こう受けとめればいいのですか。その辺のいきさつについて、いま少し掘り下げてご答弁いただきたいと思います。

○議長（千田正英） 10番佐藤委員長。

○産業建設常任委員長（佐藤義久） 質問の趣旨はわかりましたけれども、恐らくこれまで書きかえというか更新する際に秋田市の方からうんぬんとの申し入れもあったかもしれませんが、こちらの方でも給水区域を変更するには十分でなかったのではないかと推察しますけれども、説明では国の方、県の方から、速やかにということのご指摘があったと。そして今回やることにしたということでした。国・県からご指摘があったので今回変更することにしたと、こういうことです。

○議長（千田正英） 17番。

○17番（堀井克見） 漠然とした形では今、佐藤委員長の答弁である程度理解できるの

ですが、要はその事案が、いつ問題として出てきたのか、これがまず見えません。この報告書では。例えば去年なのか一昨年なのか、あるいは今年に入ってなのか。そして、その条例の改正によっていよいよ工事が既に始まっているのかどうか、始まっているとすれば、いつからこの法律に触れない形で供用開始されるのか、さっぱりそこら辺見えませんので、その点はいかがですか。

○議長（千田正英） 10番佐藤産業建設委員長。

○産業建設常任委員長（佐藤義久） まずこの3号、最初の提案の条例でありますので、これが改正になって初めて数字的なものに入っていくと思います。いずれ説明では、先ほどもお話しましたけれども、水利権が国土交通省の管轄であるため、また、県・国から指摘があって変更せざるを得ないということも手伝いながら市の方でもそれを変更することを決定というか決断したという説明を受けております。

○議長（千田正英） 17番。

○17番（堀井克見） 何か周辺の答弁はくるんですが、ずばり聞きましょう。そうすれば現在、法に抵触している状態で給水が継続されているんですか、違うんですか。どうですか。

○議長（千田正英） 暫時休憩します。

午後 3時05分 休憩

.....
午後 3時06分 再開

○議長（千田正英） 再開します。

○産業建設常任委員長（佐藤義久） 水道局長の説明を読み上げます。秋田市の上水道は雄物川の表流水を取水しており、水利権があります。水利権は国土交通省の管轄であり、分水は暫定的な対応になっていたが、開始から20年以上が経過し、暫定措置とは言えないので法に抵触しますと県から指摘があったため、やむなく分水を解消するものであります、こういう説明でございました。

以上です。

○議長（千田正英） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（千田正英） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありますか。

(「なし」の声あり)

○議長(千田正英) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第3号を採決致します。本案に対する産業建設常任委員長の報告は可決です。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(千田正英) 起立全員です。したがって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第4号、潟上市水道事業給水条例の一部を改正する条例(案)について質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(千田正英) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありますか。

(「なし」の声あり)

○議長(千田正英) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第4号を採決致します。本案に対する産業建設常任委員長の報告は可決です。本案は原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(千田正英) 起立全員です。したがって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第6号、平成21年度潟上市一般会計補正予算(第7号)(案)について質疑を行います。質疑ありませんか。17番。

○17番(堀井克見) 委員長、2つめいきます。2ページの委員の皆さんから天王温泉くらの源泉設備について質問がありと。温泉法の改正により平成22年3月までに改修する必要があるとの回答がありましたと。何の法律の改正に迫られてこの3月までに改修が必要になったのか、どこの部位なのか、パーツなのか、そしてしかも予算がいくらなのかさっぱり載っていない。こういう報告書ってあるんですか。前後と全然これ噛み合っていないよ、この報告書。委員長ですから、あなたが書いたと思いますけれども、あなたの頭の中にあっても私どもは数字も出てきていないし、どういう法律が改正されて、何をどういうふうに改正するかさっぱりよめないで理解できない。つまびらかにひとつお答えください。

○議長（千田正英） 暫時休憩します。

午後 3時10分 休憩

.....

午後 3時12分 再開

○議長（千田正英） 会議を再開します。

10番佐藤委員長。

○産業建設常任委員長（佐藤義久） 2款7項4目だと思いますけれども、この説明の中で天王温泉くらの源泉設備にメタンガス等の天然ガスの分離設備を設置するためとあります。くらのガス濃度42%LELという基準だと思いますけれども、法律では25%LEL、法の施行、20年10月1日。整備は22年3月31日までと、こういう基準といえますか規制がかかったためということの説明でありました。

以上です。

○議長（千田正英） 17番堀井議員。

○17番（堀井克見） そうすれば42%LELが25%LELまで下がらなきゃだめだということのようだけれども、半減だな、半減。半減だとすれば、そうすればその法律も半減に変わったと、減じなさいと。そしてこれを、いくらの財政出動をさせて半減の工事が終了したのですか。いつの時点でやったの、これからやるの、どうなの。恐らくやってないでしょうな、やっていれば事前執行になるから、どうですか。

○議長（千田正英） 10番佐藤委員長。

○産業建設常任委員長（佐藤義久） やっていないでしょうなという、ちょっと考えられないご質問ですが、やっていないはずです。整備は22年3月31日まで改修が必要であると、こういう説明です。

○議長（千田正英） 暫時休憩します。

午後 3時14分 休憩

.....

午後 3時17分 再開

○議長（千田正英） 会議を再開致します。

10番佐藤産業建設委員長。

○産業建設常任委員長（佐藤義久） ただいまの「温泉法の改正により、平成22年3月まで改修する必要があった」という語句に訂正させていただきます。宜しくお願いします。

○議長（千田正英） ほかに質疑ありませんか。14番。

○14番（藤原典男） この中で除雪機械と購入費補助金の今後の方針について質問がありましたということで報告の中に書いてありますけれども、委員から出ました意見等を教えていただきたいと思います。

○議長（千田正英） 10番佐藤委員長。

○産業建設常任委員長（佐藤義久） 除雪機械購入に関して市の方で補助金を出しているわけで、それが更新するとか必要だという申請があった場合には、引き続きやるのかという質問に対して、引き続きやるというお答えでした。

○議長（千田正英） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（千田正英） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（千田正英） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第10号、平成21年度潟上市農業集落排水事業特別会計補正予算（第4号）（案）について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（千田正英） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（千田正英） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第11号、平成21年度潟上市下水道事業特別会計補正予算（第4号）（案）について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（千田正英） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（千田正英） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第12号、平成21年度潟上市合併処理浄化槽事業特別会計補正予算（第3号）（案）について質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(千田正英) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありますか。

(「なし」の声あり)

○議長(千田正英) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第13号、平成21年度潟上市豊川財産区特別会計補正予算(第1号)(案)について質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(千田正英) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありますか。

(「なし」の声あり)

○議長(千田正英) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第17号、平成21年度潟上市水道事業会計補正予算(第4号)(案)について質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(千田正英) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありますか。

(「なし」の声あり)

○議長(千田正英) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第18号、平成22年度潟上市農業集落排水事業特別会計の繰り入れについて質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(千田正英) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありますか。

(「なし」の声あり)

○議長(千田正英) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第18号を採決致します。本案に対する産業建設常任委員長の報告は可決です。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(千田正英) 起立全員です。したがって、議案第18号は原案のとおり可決されま

した。

次に、議案第19号、平成22年度潟上市下水道事業特別会計への繰り入れについて質疑を行います。質疑ありませんか。15番西村議員。

○15番（西村 武） 22年度一般会計から6億7,345万8,000円の繰り入れでございますけれども、これは今年度の下水道事業にかかわることでございますので、これで今年は全部なのかどうかということでの質疑があったのかどうかです。

○議長（千田正英） 10番佐藤委員長。

○産業建設常任委員長（佐藤義久） 特別、質疑はございませんでした。

○議長（千田正英） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（千田正英） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（千田正英） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第19号を採決致します。本案に対する産業建設常任委員長の報告は可決です。本案は原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（千田正英） 起立全員です。したがって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第20号、平成22年度潟上市合併処理浄化槽事業特別会計への繰り入れについて質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（千田正英） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（千田正英） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第20号を採決致します。本案に対する産業建設常任委員長の報告は可決です。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（千田正英） 起立全員です。したがって、議案第20号は原案のとおり可決されま

した。

次に、議案第21号、平成22年度潟上市一般会計予算（案）について質疑を行います。
質疑ありませんか。4番藤原議員。

○4番（藤原幸作） 先ほどは失礼しました。

7ページでございますが、1目商工振興費は1億697万1,000円で商工会補助金ということになっておりますが、これは1,900万円じゃないかなと思います。同時に、その1,000万はわかりますけれども900万円の基準というものを審査されたものかどうかということが1点。

それからもう一点はペレットボイラーの設置は地球温暖化防止ですが、そのCO₂の数値、それから、これを設置することによっての経済的な効果、それと既存ボイラーの延命ということがありますけれども、このボイラーは現在まで何年ぐらいの耐用で、今後この延命ということは何年延びるということまで審査されたものかどうか、この大きさは2点についてお尋ねします。

○議長（千田正英） 10番佐藤委員長。

○産業建設常任委員長（佐藤義久） ご質問の最初の商工会関係ですが、8,000万円が貸付金関係で出ておまして、1,900万円ですが、1,000万円は商工振興のため、900万円が通常の補助として商工会へ補助しているものです。

○議長（千田正英） 4番藤原議員。

○4番（藤原幸作） 私は委員長が報告しました1億697万1,000円というのは訂正すべき数字じゃないかと、こういう意味でありまして中身は承知しているわけです。いわゆる中小企業の振興融資制度の預託金8,000万円が一番大きなものでございますが、そのことじゃなくて、この1億697万1,000円の数字を1,900万円に訂正すべきものじゃないかと、こういう質問であります。

2点めはペレットの問題であります。

○議長（千田正英） 暫時休憩します。

午後 3時28分 休憩

午後 3時29分 再開

○議長（千田正英） 再開します。

○産業建設常任委員長（佐藤義久） ご指摘のとおり解説するのに大変だということのよ

うですが、総額は間違いありません。「そのうち1目商工振興費は1億697万1,000円で、そのうち商工会補助金、中小企業振興融資制度預託金が主なものです。」と訂正すればご理解いただけるでしょうか。語句挿入、宜しく取り計らいお願い致します。

委員からペレットボイラーの内容等々質問ありましたが、CO₂削減に協力することと、これを使うことによって今使っている器具の延命を図れると、効果をねらうという説明でありましたけれども、これでいかがでしょうか。

○議長（千田正英） 4番藤原議員。

○4番（藤原幸作） 今の質問は、このCO₂の数値のこととあわせて経済的な効果というのは、このペレットボイラーを使ったためにどのような経済効果があるものかということ、それからボイラーの延命がどのくらいになったかと、大きくいうとそういうことをございます。

○議長（千田正英） 経済的な効果とボイラーの延命についての質疑です。10番佐藤委員長。

○産業建設常任委員長（佐藤義久） ペレットボイラーを使用した場合、熱量といいますかほとんど変わらないけれども、低めで位置するという説明でございました。経済効果は、ちょっとそろばん勘定どうなるかというところです。

○議長（千田正英） ボイラーの延命については。

○産業建設常任委員長（佐藤義久） 延命についても、延命も図れるであろうという説明でした。

○議長（千田正英） ほかに質疑ありませんか。1番中川議員。

○1番（中川光博） 8ページのちょうど真ん中のあたりの都市計画変更委託料について確認をさせていただきたいと思います。ここに都市計画の変更ということであっていますけれども、何がどういふふうに変更になるのかという内容と、なぜそういうことに至ったのかというあたりのことについて審議があったのかどうか確認をさせていただきたいと思います。

○議長（千田正英） 10番佐藤委員長。

○産業建設常任委員長（佐藤義久） 都市計画変更については、十分ご承知かと存じますけれども、それを変更できるかできないかの段階にあるとの説明もありまして、これをまず調査するというか、研究するというか、そのための委託料だと説明を受けております。それが可能であるかという調査をするための委託料ということです。

○議長（千田正英） 1 番中川議員。

○1 番（中川光博） ちょっと説明がわからなくて申しわけないのですが、実はまだ私どもに変更前の都市計画がどういうものなのかというのはまだ事前に一切情報として説明されていないわけですし、それにもかかわらず平成22年度の一般会計予算でこの375万6,000円を計上して、その都市計画変更委託料ということになっていきますので、事前に、今までの都市計画についての説明なり資料なりちょうだいしていればこの内容もかなりつまびらかにわかるかと思うのですが、一切そういう説明なしで計画を変更する委託料を計上するということがいかなものかなと今思ひまして、そういう審議があったのかお聞きしているところですので、再度説明いただければと思います。

○議長（千田正英） 10番佐藤委員長。

○産業建設常任委員長（佐藤義久） ご承知のように都市計画、5年見直しになるわけで、それで変更可能であるかどうかという調査をしながらというので22年に成案が作られるということで、そのための予算です。

○議長（千田正英） ほかに質疑ありませんか。17番堀井議員。

○17番（堀井克見） 8ページの5、6行め。ここに道路の新設改良費1億6千うんぬんと書いて、その下の行に大清水下谷地線跨線橋下部工事等に、いわゆるJRへの改良工事の負担金が主なものだ。これ恐らく昨年、1回予算計上されてJRとのヒアリングが十分でないということで不用額として別の方の舗装道路の方につけ替えたという関係の予算だと思いますが、今回新たな計上ということになるかと思いますが、そのことの確認が一つ。だとするならば、この事業は恐らく通年事業として執行されるであろうと思います。通年だとするならば、何年かかって完工を目指すのか、そして事業費の総体予算というものはどれぐらい見込まれておるのか、その点についてご答弁をいただきます。

○議長（千田正英） 10番産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（佐藤義久） ちょっと時間をお願いします。

○議長（千田正英） 暫時休憩します。

午後 3時36分 休憩

.....
午後 3時37分 再開

○議長（千田正英） 会議を再開します。

10番佐藤委員長。

○産業建設常任委員長（佐藤義久） 新市になり、土木行政から見ると交付金事業が非常に有意義に使えるようになった大きな要因、現在、JR踏み切り等の改良については交付金によって2か所を予定しています。1つめは大清水下谷地線の跨線橋です。老朽化しておりましたが、旧町で手をかけることになると相当の事業費が想定されました。2つめは上江川二田線で、踏み切り自体で1億円を越える事業費になり、今まで要望のあった事業化するには非常に予算的に厳しかったという…。

（「大清水のことだけでよいです。」の声あり）

○産業建設常任委員長（佐藤義久） はい。大清水跨線橋は、3年計画で平成21年度から着手する計画でしたが、事前のJRとの調整がうまくいかなかった。危険箇所について財政事情の問題だけで片づけられるのはどうかと思うので理由を詳しく教えてくださいという質問に対して、19年に跨線橋改修の基本設計を立てた。平成20年から設計をもとにしてJRと協議をしてきたが、工程の中で市とJRの担う部分の負担が議論に時間がかかったと。また、橋台等の工区別の議論がなかなか進まなかった。安全性についてもJRと十分協議して進めておりますという説明でありました。

以上です。

○議長（千田正英） 17番。

○17番（堀井克見） 委員長、私の質問をもう一回聞いてくださいね。よろしいですか。場所は大清水の昨年度一度、減になった事業だということはわかりました。これはいいですね。いわゆるその通年事業、3年と言いましたか。それもわかりました。総体予算はいくら注ぎ込んで、財政支出をされて、そして完成年度は、その橋の供用開始、工事の完工はいつなのかということをお答えしてください。だらだら読んでわかりませんので、私の聞いたところだけ、二田の踏み切りなんて私一言も聞いてませんので、聞いたことをお答えしてください。もう一回。

委員長、3回ってこれ限度ありますので、あわせてもう一つ聞きます。

その3行下の公園費1億1,244万円ってあるでしょう。今、委員長が報告された8ページの同じページの3行下、公園費1億1,244万3,000円、各公園等の維持管理費で施設保守管理委託料が主なものと。恐らくこれ、昨年からは始まった指定管理者等々が包含された形での予算計上であると思いますが、まずその点を確認します。そうであるのか、ないのか。そうであるとすれば今回の一般会計の予算書に載っていますが、例の

天王地区の多目的広場、陸上競技場ですね。フットボールセンターの芝を敷くということで、今年一年間、この予算が通れば早速工事にかかるやの説明をいただいておりますが、だとするならばあそこの管理は今年必要なのか必要でないのか、そこらのやはり積算というものがここで含有されているのかいないのかということをお答えをいただきたいと思えます。

○議長（千田正英） 10番佐藤産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（佐藤義久） JRについての今年、橋台部分の工事にかかる。総額だとか、総計だとか、何年かかるとかということは説明されておりました。総額については、このぐらにかかるとかという数字は出ておりました。議事録を見ましても書いてありません。

それから、サッカー場については当委員会の付託案件でございませぬので、委託費についての質疑はされておられません。

○議長（千田正英） 17番堀井議員。

○17番（堀井克見） 委員長、申しわけありません、何回も。答えがパッとくれば1回でやめるんですが、私が聞き方下手なものですから理解できなくてすみません。要はですね、昨年、予算が減になって不用額が出て、今回新たに出てきてですよ、そしてこれから工事にかかるというときに、JRとのヒアリングが足りなくて不足でうんぬんということは長々と読み上げてくれた、答弁ね、さっき。それでですよ、3年かかると。総体事業料いくらだと、竣工いつだと、普通これぐらいのことを所管の委員会として質疑しないですか。普通はしますよ。もししなかったとすれば、しないものは仕方ない。もう物理的に戻すわけにいかないから。今後ね、さっきの議論じゃないけれども、しっかり審査してくださいよ。これはね、やはり信頼して付託できなくなると言っちゃいけないことだけれども、しっかり審査してください、今度はね。同じことはないんだけど。

それからもう一つ、後段の質問、佐藤さん、委員長、いいですか、別を今言ってるんですよ。2つめ。少なくとも保守管理料だとか指定管理者等というのは、自分の所管だとか所管でないとかという話じゃないですよ。含まれているの、含まれているんですよ、これに。含まれているとすれば、その部分が含まれているか否かということは、当然審査をする、カットされているのか、そのままなのか等々はやはりお答えしていただかないと、逆にそうすれば産業建設委員会というのは何を審査して原案に可決相当と

いうことでやったんですか、私逆に聞きたいですよ。何を審査してオーケー出したんですかと。審査した部分を教えてください、逆に。そうなりますよ。

それはさておいて、もう一度答弁してください。

○議長（千田正英） 10番佐藤委員長。

○産業建設常任委員長（佐藤義久） 議長、暫時休憩してください。

○議長（千田正英） 暫時休憩します。

午後 3時45分 休憩

.....
午後 3時46分 再開

○議長（千田正英） 会議を再開します。

10番佐藤委員長。

○産業建設常任委員長（佐藤義久） サッカー場については、所管でないけれども条例改正などあるのかという質問に対しては、これから検討してまいりますと、こういうお答えでした。したがって、委託費から削っているのか、そのままなのかということだと思うのですが、それには関与しておりません。

○議長（千田正英） 暫時休憩します。

午後 3時47分 休憩

.....
午後 3時48分 再開

○議長（千田正英） 会議を再開します。

ほかに質疑ありませんか。15番西村議員。

○15番（西村 武） 関連でございますけれども、要するにこの委託料というのは、これは公園6本分の管理委託料なんですね。ですからここでは6,840万9,000円となっておりますけれども、このうちのその6本に係る管理委託料、これがいくらかと、こういうことを聞いているんですね。そして、当然その6本の中には今のフットボールサッカー場も芝の管理が含まれていますので、その分が減額になっているのかどうかと、こういうことを聞いているので、そのあたりの審議があったのかどうかと、こうなんですよ。

○議長（千田正英） 10番佐藤産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（佐藤義久） 公園管理料は6,120万円です。減額にはなっておりません。

○議長（千田正英） 15番西村議員。

○15番（西村 武） いや、減額になっていないというよりも、じゃあ昨年のことは私今ちょっとわからないけれども、減額になっていないというのは何と比較して減額になっていないと、こういうことなのですか。

○議長（千田正英） 10番佐藤委員長。

○産業建設常任委員長（佐藤義久） 前年対比です。

○議長（千田正英） 15番西村議員。

○15番（西村 武） じゃあ前年対比で全く同額だと、こういうことになっているんですか。そういうことになっているとすれば、総務委員会の方では350万円は減額してあるということなので、どこの分で増えたのか、その辺のところはじゃあわかりませんか。

○議長（千田正英） 暫時休憩します。

午後 3時49分 休憩

.....
午後 3時50分 再開

○議長（千田正英） 会議を再開します。

ほかに質疑ありませんか。15番。

○15番（西村 武） 今、副市長の説明でよくわかりましたけれども、当初予算はまず6,120万円であると。それでこの後、減額するのだと、こういうことなので、これで了解しました。

○議長（千田正英） ほかに質疑ありませんか。12番。

○12番（岡田 曙） 7ページですけれども、6款の林業費の564万円のうちの松くい虫の防除対策の委託料148万9,000円ですけれども、この松くい虫の防除対策としては市として今後の見通しとか、あるいはどの程度まで防除して今進んでいるか、これ審議したのでしょうか。そしてまた、多分これ防除というのは伐採だと思うけれども、今回この計上されている予算はどこの範囲のところか、伐採、防除の対策の地域になっておるのでしょうか、審査したところを教えてください。

○議長（千田正英） 10番産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（佐藤義久） 上出戸地域ということで伺っております。

以上です。

- 議長（千田正英） 12番岡田議員。
- 12番（岡田 曙） わかりました。上出戸ということで。これ、松くい虫の防除対策というのは10年前からやっているような状態ですので、まだ今後、見通しとしては、この潟上地域としては何年度ぐらいまで進む状況ですか、松くい虫の状況。
- 議長（千田正英） 10番佐藤委員長。
- 産業建設常任委員長（佐藤義久） その状況とか年数とかについては質疑も説明もなかったと記憶しておりますし、そのようです。
- 議長（千田正英） ほかに質疑ありませんか。14番藤原議員。
- 14番（藤原典男） 8ページの住宅管理費について伺いたいと思います。ここに報告では2,529万1,000円で市営住宅の修繕料と住宅団地の維持補修工事が主なものと報告されておりますけれども、ご承知のように市営住宅というのは場所によってかなりばらになっていたり、また下水道の関係とかは水が滞留したりして流れないとかというようなことで住みにくい箇所もあるのですけれども、この住宅管理費の修繕料にそういう維持補修も、外構も含めてそういうふうなものが入るのか、どういう中身なのか、市営住宅の補修の、そういうようなことを審議をされておりましたら宜しくお願い致します。
- 議長（千田正英） 10番佐藤産業建設委員長。
- 産業建設常任委員長（佐藤義久） この点についての質疑はありませんでした。説明では、通常、入退居をされたときに必要な、募集をかける時までにはしっかり整備されていると、そういう費用に充てておりますので、どこをどういうふうにとかということはその都度になりますのでご理解ください。
- 議長（千田正英） 14番藤原議員。
- 14番（藤原典男） そうすれば入退居をした場合に、その都度補修していく補修費というようなことだと思いますけれども、それは1棟当たりいくらかかるとかそういうお話はされたのでしょうか。それから周辺の水の管理の状態とか、状況はわかると思うのですけれども、そこら辺の話はなかったのでしょうか。宜しくお願いします。
- 議長（千田正英） 10番佐藤委員長。
- 産業建設常任委員長（佐藤義久） ご質問のことについてはありません。
- 議長（千田正英） ほかに質疑ありませんか。
- （「なし」の声あり）
- 議長（千田正英） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありますか。

(「なし」の声あり)

○議長(千田正英) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第27号、平成22年度潟上市農業集落排水事業特別会計予算(案)について質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(千田正英) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありますか。

(「なし」の声あり)

○議長(千田正英) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第28号、平成22年度潟上市下水道事業特別会計予算(案)について質疑を行います。3番。

○3番(児玉春雄) 佐藤委員長、大変御苦労さまでございます。

私から1点だけお伺い致します。10ページのところで下水道のことですが、事業費は2億8,245万2,000円で公共下水道事業費と特定環境保全公共下水道事業費であるとなっていますが、これを入れて潟上市では何%ぐらいの普及率になって、もうあと何年ぐらいかかりますか、その辺のところもしお話があったらお聞かせください。

以上です。

○議長(千田正英) 10番佐藤産業建設委員長。

○産業建設常任委員長(佐藤義久) 大変貴重な質問にもかかわらず説明は受けておりません。パーセントは。

○議長(千田正英) 3番。

○3番(児玉春雄) パーセントはいいけれども、もし今後、もう何年ぐらいこの下水道事業があるものかどうか、その辺のところもまだ話はなかったかどうか。

○議長(千田正英) 10番佐藤産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長(佐藤義久) 実際ありませんでしたが、大崎の農業集落排水が公共に接続するなど、まだまだ時間はかかると予測されるということです。それに結ぶために、公共下水道になっていくものですから、まだまだ工事はかかっています。

○議長(千田正英) ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（千田正英） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（千田正英） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第29号、平成22年度潟上市合併処理浄化槽事業特別会計予算（案）について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（千田正英） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（千田正英） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第30号、平成22年度潟上市豊川財産区特別会計予算（案）について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（千田正英） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（千田正英） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第35号、平成22年度潟上市水道事業会計予算（案）について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（千田正英） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（千田正英） 討論なしと認めます。これで討論を終わります

次に、議案第36号、平成22年度市道路線の認定及び変更について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（千田正英） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありますか。

(「なし」の声あり)

○議長(千田正英) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第36号を採決致します。本案に対する産業建設常任委員長の報告は可決です。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(千田正英) 起立全員です。したがって、議案第36号は原案のとおり可決されました。

次に、陳情第1号、最低賃金の大幅引き上げと、全国一律最低賃金制度確立を国に求める意見書採択を求める陳情書について質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(千田正英) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありますか。

(「なし」の声あり)

○議長(千田正英) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

陳情第1号については、産業建設常任委員長報告のとおり趣旨採択することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(千田正英) 起立全員です。したがって、陳情第1号は産業建設常任委員長の報告のとおり趣旨採択とすることに決定しました。

それでは、これより平成21年度補正予算(案)ならびに平成22年度各会計予算(案)について順次、起立採決をもって行いますのでご協力をお願いします。

最初に議案第6号、平成21年度潟上市一般会計補正予算(第7号)(案)について採決を行います。本案に対する各常任委員長の報告は可決です。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(千田正英) 起立全員です。したがって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第7号、平成21年度潟上市国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)(案)について採決を致します。本案に対する社会厚生常任委員長の報告は可決です。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（千田正英） 起立全員です。したがって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第8号、平成21年度潟上市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）（案）について採決を致します。本案に対する社会厚生常任委員長の報告は可決です。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（千田正英） 起立全員です。したがって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第9号、平成21年度潟上市介護保険事業特別会計補正予算（第4号）（案）について採決を致します。本案に対する社会厚生常任委員長の報告は可決です。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（千田正英） 起立全員です。したがって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第10号、平成21年度潟上市農業集落排水事業特別会計補正予算（第4号）（案）について採決を致します。本案に対する産業建設常任委員長の報告は可決です。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（千田正英） 起立全員です。したがって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第11号、平成21年度潟上市下水道事業特別会計補正予算（第4号）（案）について採決を致します。本案に対する産業建設常任委員長の報告は可決です。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（千田正英） 起立全員です。したがって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第12号、平成21年度潟上市合併処理浄化槽事業特別会計補正予算（第3号）（案）について採決を致します。本案に対する産業建設常任委員長の報告は可決です。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（千田正英） 起立全員です。したがって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第13号、平成21年度潟上市豊川財産区特別会計補正予算（第1号）（案）について採決を致します。本案に対する産業建設常任委員長の報告は可決です。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（千田正英） 起立全員です。したがって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第14号、平成21年度潟上市下虻川財産区特別会計補正予算（第1号）（案）について採決を致します。本案に対する総務文教常任委員長の報告は可決です。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（千田正英） 起立全員です。したがって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第15号、平成21年度潟上市和田妹川財産区特別会計補正予算（第1号）（案）について採決を致します。本案に対する総務文教常任委員長の報告は可決です。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（千田正英） 起立全員です。したがって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第16号、平成21年度潟上市飯塚財産区特別会計補正予算（第1号）（案）について採決を致します。本案に対する総務文教常任委員長の報告は可決です。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（千田正英） 起立全員です。したがって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第17号、平成21年度潟上市水道事業会計補正予算（第4号）（案）について採決を致します。本案に対する産業建設常任委員長の報告は可決です。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（千田正英） 起立全員です。したがって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第21号、平成22年度潟上市一般会計予算（案）について採決を致します。本案に対する各常任委員長の報告は可決です。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（千田正英） 起立全員です。したがって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第22号、平成22年度潟上市国民健康保険事業特別会計予算（案）について採決を致します。本案に対する社会厚生常任委員長の報告は可決です。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（千田正英） 起立全員です。したがって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第23号、平成22年度潟上市老人保健特別会計予算（案）について採決を致します。本案に対する社会厚生常任委員長の報告は可決です。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（千田正英） 起立全員です。したがって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第24号、平成22年度潟上市後期高齢者医療特別会計予算（案）について採決を致します。本案に対する社会厚生常任委員長の報告は可決です。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（千田正英） 起立全員です。したがって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第25号、平成22年度潟上市介護保険事業特別会計予算（案）について採決を致します。本案に対する社会厚生常任委員長の報告は可決です。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（千田正英） 起立全員です。したがって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第26号、平成22年度潟上市有線放送事業特別会計予算（案）について採決を致します。本案に対する社会厚生常任委員長の報告は可決です。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（千田正英） 起立全員です。したがって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第27号、平成22年度潟上市農業集落排水事業特別会計予算（案）について採決を致します。本案に対する産業建設常任委員長の報告は可決です。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（千田正英） 起立全員です。したがって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第28号、平成22年度潟上市下水道事業特別会計予算（案）について採決を致します。本案に対する産業建設常任委員長の報告は可決です。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（千田正英） 起立全員です。したがって、議案第28号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第29号、平成22年度潟上市合併処理浄化槽事業特別会計予算（案）について採決を致します。本案に対する産業建設常任委員長の報告は可決です。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（千田正英） 起立全員です。したがって、議案第29号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第30号、平成22年度潟上市豊川財産区特別会計予算（案）について採決を致します。本案に対する産業建設常任委員長の報告は可決です。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（千田正英） 起立全員です。したがって、議案第30号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第31号、平成22年度潟上市下虻川財産区特別会計予算（案）について採決を致します。本案に対する総務文教常任委員長の報告は可決です。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（千田正英） 起立全員です。したがって、議案第31号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第32号、平成22年度潟上市和田妹川財産区特別会計予算（案）について採決を致します。本案に対する総務文教常任委員長の報告は可決です。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（千田正英） 起立全員です。したがって、議案第32号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第33号、平成22年度潟上市飯塚財産区特別会計予算（案）について採決を致します。本案に対する総務文教常任委員長の報告は可決です。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（千田正英） 起立全員です。したがって、議案第33号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第34号、平成22年度潟上市土地取得事業特別会計予算（案）について採決を致します。本案に対する総務文教常任委員長の報告は可決です。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（千田正英） 起立全員です。したがって、議案第34号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第35号、平成22年度潟上市水道事業会計予算（案）について採決を致します。本案に対する産業建設常任委員長の報告は可決です。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（千田正英） 起立全員です。したがって、議案第35号は原案のとおり可決されました。

【日程第40、議案第37号 潟上市が保育を実施する児童に湯沢市立保育所を使用させることに関する協議について】

○議長（千田正英） 日程第40、議案第37号、潟上市が保育を実施する児童に湯沢市立保育所を使用させることに関する協議についてを議題とします。

議案の朗読を省略します。

当局より提案の理由をお願いします。鈴木教育次長。

○教育次長（鈴木公悦） ただいま上程されました議案第37号、潟上市が保育を実施する児童に湯沢市立保育所を使用させることに関する協議についてでございます。

潟上市が保育を実施する児童に湯沢市立保育所を使用させることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の3第2項の規定に基づき、潟上市と湯沢市との間において協議するものとする。

平成22年3月19日提出。潟上市長石川光男でございます。

提案理由でございますが、潟上市が保育を実施する児童に湯沢市立保育所を使用させるため、地方自治法第244条の3第2項の規定に基づき協議することについて、同条第3項の規定により議会の議決を求めるものです。

今回の広域入所児童は、現在、昭和東保育園に入所している5歳児と2歳児の2名でございます。入所先は湯沢市皆瀬保育園で、期間は4月1日から7月31日までの4か月です。母親の実家での里帰り出産するためのものがございますので、ひとつ宜しくお願いします。

○議長（千田正英） これで説明を終わります。

これより議案第37号について質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（千田正英） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありますか。

(「なし」の声あり)

○議長（千田正英） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第37号を採決致します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は

起立願います。

(賛成者起立)

○議長（千田正英） 起立全員です。したがって、議案第37号は原案のとおり可決されました。

【日程第41、発議第3号 地方自治法第180条第1項の規定に基づく市長の専決処分事項の指定について】

○議長（千田正英） 日程第41、発議第3号、地方自治法第180条第1項の規定に基づく市長の専決処分事項の指定についてを議題とします。

議案の朗読を省略します。

発議第3号について、提出者より説明を求めます。9番戸田議員。

○9番（戸田俊樹） 発議第3号、市長の専決処分事項の指定について提案理由を説明致します。

本発議案は、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会の権限に属する軽易な事項について市長の専決処分事項として指定することを提案するものであります。

その内容は、1点めとして法律上、市の義務に属する損害賠償で、1件100万円未満のもの額を定めること、ならびに和解および調停に関すること。

2点めとして、地方自治法第244条の3第2項の規定に基づき、児童に保育所を使用させることについて関係地方公共団体と協議を行うこと。

以上の権限を市長の専決処分事項とするものであります。

参考までに、県内のすべての市において地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会の権限に関する軽易な事項について、市長の専決処分事項として指定しております。

また、指定している内容ですが、このたびの発議の1点めについては全市で指定しており、その額については市の規模によって差がありますが、本市と同規模の市においては100万円未満としている例が多くなっております。

2点めについては、県内では3市について指定しておりますが、これは人の出入りなど地域の特性とも関連する面があり、本市の場合は合併後も事例が発生し、今後も予測されることから指定するものであります。

指定により議会の承認が不要で、次の議会での報告だけでよいことになり、損害賠償、和解、調停に相手方に迷惑をかけることなく速やかに対応でき、また、保育所の入所についても速やかに入所できるようになるものであります。

議員の皆様のご賛同を宜しくお願い申し上げます。

以上で発議第3号の提案理由の説明を終わります。

○議長（千田正英） これで説明を終わります。

これより発議第3号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（千田正英） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（千田正英） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより発議第3号を採決致します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（千田正英） 起立全員です。したがって、発議第3号は原案のとおり可決されました。

【日程第42、発議第4号 潟上市役所庁舎建設促進に関する決議（案）について】

○議長（千田正英） 日程第42、発議第4号、潟上市役所庁舎建設促進に関する決議（案）についてを議題とします。

議案の朗読を省略します。

発議第4号について、提出者より説明を求めます。15番西村議員。

○15番（西村 武） 発議第4号、潟上市役所庁舎建設促進に関する決議（案）について。

上記の決議案を別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

平成22年3月18日提出

潟上市議会議長千田正英様

提出者、潟上市議会議員西村武

賛成者、潟上市議会議員堀井克見、同じく藤原幸雄、同じく岡田曙。

提案理由。潟上市庁舎の早期建設を求め、別紙のとおり決議するものである。

潟上市役所庁舎建設促進に関する決議（案）

本市は平成17年3月22日、3町が合併し、人口3万6,000人の潟上市として発足し、新庁舎が建設されるまでの間は緊急避難的な措置として分庁方式を採用しているが、庁

舎機能などにさまざまな問題が顕在化している。

天王庁舎は建設以来44年を経過しており、老朽化が顕著である上、改正建築基準法の新耐震基準に適合しない建物であり、災害等緊急事態発生時に市民生活の安全を確保するための危機管理拠点施設として構造上大きな問題を抱えており、飯田川庁舎は建設基準法の新耐震基準をクリアしているもののバリアフリー等の対応が求められている。

また、3か所に分庁する結果となり、業務が分散し、市民や来庁者に多大の不便をかけているという憂慮すべき現状で、業務執行上も極めて非効率的であり、3庁舎の維持費用に年間約5,000万円を支出するなど財政上の過重な負担も伴っている。

以上のことを総合的に勘案すると、今後の行政需要に即応し、かつ利便性の向上と行政運営の簡素化、効率化、財政の健全化が図られ、高度情報化社会、省エネ対策、不測の事態に対応する危機管理施設機能などを兼ね備えた庁舎の建設は、市民の願いであり喫緊の課題である。

庁舎建設には合併特例債の充当が必要であるが、この特例を受けられる期間が平成26年までとなっている。仮にこの時期を逸した場合の庁舎整備は、すべて一般財源、つまり市民の税金で賄うほかなく、長期的に市民の負担を増大させることになる。したがって、市民の利便性や経済性などを総合的に考慮した場合、まさに時宜を得たものである。

よって、次の事項への具体的な取り組みを速やかに促進するものとする。

1、新庁舎建設については、合併協議会の確認事項を真摯にかつ重く受けとめ、速やかに場所の選定を行うこと。

2つめと致しまして、新庁舎は潟上市の活力と魅力あるまちづくりの拠点施設として平成25年3月竣工をめどに建設すること。

以上、決議する。

平成22年3月19日。

秋田県潟上市議会

この送付先ですけれども、潟上市長石川光男様ということでございます。

○議長（千田正英） これで西村議員の説明を終わります。

これより発議第4号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（千田正英） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありますか。まず、原案に反対者の発言を許します。

8番伊藤栄悦議員。

○8番（伊藤栄悦） 議案に反対する立場から意見を述べます。

市庁舎、市役所庁舎建設は、潟上市の将来を左右する重大な事業であります。拙速に建設の有無を判断しては将来に禍根を残すことにもなりかねません。庁舎建設についての最終判断は議会であり、議決することの重大性を認識しなければなりません。したがって、庁舎建設については、あらゆる角度から関係する資料を検証し、冷静に判断する必要があります。

そのためには全議員が庁舎建設に関する具体的内容を把握し、客観的な資料に基づく正しく判断できるための、一つ、庁舎建設と都市計画との関連性、一つ、庁舎建設資金にかかわる財政シミュレーション、一つ、既存庁舎の利活用計画、一つ、他の主要事業との優先順位および全体財政シミュレーション、一つ、そのほか関連事項等についての調査、研究、検証がなされなければなりません。

私はこの後、庁舎建設調査検討特別委員会の設置を提案してまいる所存であります。

庁舎建設計画は、市民、議会、行政にとっての大事業であり、議会が客観的な調査、研究、検証を十二分にした上で判断されるべきものであり、拙速な決議案には反対するものであります。

以上であります。

○議長（千田正英） 次に、原案に賛成者の発言を許します。18番藤原議員。

○18番（藤原幸雄） 私から賛成議員の立場として申し上げます。

先ほど同僚の政和会の西村議員が言われましたので、私からここでくどくどと言う必要はございませんが、西村議員が言われた一語に尽きるわけではございますが、今日まで石川市長をはじめ私ども議員は、やはり庁舎建設をしなければならないと言っております。なぜならば、これは合併協議会の確認事項でもございます。同時にまた、先般、石川市長が施政方針の中で言われましたが、旧3町の合併時におきまして取り決めた事項でもございますし、大変大事な大きな事業でもございます。そういう観点から、ランニングコスト等々いろいろ市民からの要望もございます。私も一議員として立候補する際には、このことをいち早く掲げ、街頭演説をした際にも市民の多くから支持を受けました。ですから、先般、石川市長が言われましたように、この合併特例債を利用しないでこの庁舎問題に触れると、言葉は悪いのですが北海道の夕張市のようにになると、私も全くそのとおりだと思います。今やらずしていつやるのかと言いたいのは私一人ではない

と思います。そういう観点から、先ほど伊藤議員からは、このことは拙速ではないかと言われておりますが、タイムリミットがございます。もうあと5年間しかないのです。これからこのことについていろいろ検討しても2年、3年はかかると思います。そういうことから致しまして、私ども議員は前向きに検討をしなければならないと思いますので、何とぞ議員各位のご賛同を心よりお願い申し上げまして、私の賛成の意見と致します。どうもありがとうございます。

○議長（千田正英） ほかにありませんか。反対討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（千田正英） 賛成討論。はい、17番堀井議員。

○17番（堀井克見） 発議第4号について賛成の立場から討論を致します。

庁舎建設、いわゆる事務所の位置が決定するまでの経緯から今日のいろいろな意見が出る状況について、いま一度整理をしながら討論をしたいと思っておりますので、ご静聴いただきたいと思っております。

私は合併協議会の委員でありました。事務所の位置、いわゆる庁舎の建設については、新市の名称、基金の取り扱いとともに合併時の最重要事項として、3点セットとして協議会では何度も議論されました。最終的には、ときの3町長の協議により決定したもので、合併協定項目として明確に確認をされております。この点については、ここにおられるときの協議会委員である千田議長、伊藤栄悦議員、それから3町の事務的なすり合わせ機関の代表でもある合併協議会幹事長であった佐々木副議長は十分ご承知のことであり、異論を挟む余地はないと思っております。

現在、さまざまな議論がなされ、解釈の違いが発生しているのは、この後からでありますので、まず私は1つめとして、豊川小学校の建設と同列に扱う理論であります。合併時には豊川小学校の建設は旧昭和町としての最大の懸案事項であり、合併協議会項目に建設することとある、またはそれと同様の重さである。豊川小学校の建設がなくなれば庁舎建設も見直されてしかるべしという主張が一部にありますが、豊川小学校の建設は新市建設計画には盛り込まれたものの、合併協定項目ではないことは明確であります。確かに重要な項目でありましたが、庁舎建設と単純、また簡単に同列として取り扱うことはできないものであると私は考えております。

2つめとして、事務所の位置の内容を承諾したのは、合併という大義名分のものであり、不本意ながら飲んだ、あるいはまた合併後には当然見直されるべきだという理論を

展開される方もおられます。しかし、これも合併協議会委員として協議の場に出席していた私としては、違和感を越えてむしろ強い不快感すら覚えます。3町長に協議会委員が託した思い、3町長が本当に腹を割って協議し、互譲の精神のもとに確認した思いを考えると、このような発想がどこから出てくるのか残念でなりません。今はその声を聞くことができない千田町長が何と思うか、無念でなりません、私は。

3つめとして、協定項目として確認してきた5年前と社会経済情勢が変わった、見直されるべしと言われる方もおります。果たしてそうでしょうか。どこがどのように変わって見直しをしなければならぬのでしょうか。客観的な数値を私は聞いたことがありません。ただお金がない、将来的に償還していけるのかという仮定や推測に基づいているものであります。新市建設計画に盛り込まれた向こう10年間の財政計画と照らし合わせた議論が全くなされておられません。

以上がある意味で合併協議に起因するものの私の今までの整理であります。

次に、議会での対応について整理したいと思います。

1つめは、庁舎建設に関する資料が不足しているという話がありました。判断しようにも判断ができない、もっと当局は資料を提供すべきだという意見もありました。これについては、確かに資料は不足している点は否めない感もあるかもしれません。しかしながら、庁舎建設は最重要課題であり、当局としてはまさに石橋を叩いて渡っているという慎重な姿勢で対応しているのだとすれば理解できると思います。議会側にも当局の対応を待つという対応に終始し過ぎていたのではないのでしょうかと反省する点も私はなきにしもあらずと思います。この点は謙虚に、かつ客観的に判断する必要があるのではないのでしょうか。

2つめとして、資料の不足に関して財政シミュレーションが提示されていない趣旨の発言があります。これを再三主張される方もまたおられます。これも先ほどと同じです。議員には調査権もあります。主張される方は資料を提示していただくよう最善の努力と具体的にそのような方法、方策をとったのでしょうか、疑問が生じます。

3つめとして、同じく資料の不足に関連して建設後の跡地の利用計画が示されていないと主張される方もおります。また、昭和庁舎に増築した場合の積算がされていないと言われる方も多数おります。

2つめ、3つめ、4つめはいずれもが資料がないという主張で、そのため判断できないという理論を展開しておりますが、これも合併後既に5年も経過しております。その

間に疑問があったり必要ならば資料を要求するという積極的な姿勢に欠けていたのを、まさしく当局の説明不足に責任を転嫁しているのはどちらでしょうか。このたびの発議案にあるとおり、庁舎建設に必要な合併特例債の適用期間はご案内のとおり26年に迫っております。もうリミットがせまりつつあります。

昨年示された庁舎建設計画がこの期限をもとに策定されて、いよいよ待ったなしの状況と我々議会は判断しなければなりません。まずは先に進まなければなりません。今ここで合併協議がどうであったか、資料が不足しているとか、そのような議論に終始しているときではないはずです。その暇はないはずです。ときここに至っては、議会の権能や当局の執行権などと言っている場合ではないと思います。市民の利益を第一に考え、当局と議会が一体となって庁舎建設を進めなければならない時期にきた。きたというよりも、もう時期的には追い込まれているという表現が、ある意味では適当かもしれません。そういう状況であることを私ども議会は認識をしなければなりません。あと余すところ5年よりないのであります。

ほかの自治体では、庁舎建設に当たり庁舎建設検討特別委員会などを議会に設置をし、議会は議会の権能のもとに当局とは独自の観点から庁舎建設を調査、研究している例が多数あります。今まで我々は何をやってきたのでありましようか。今この時点で何を議会はおっしゃろうとしておるのでしょうか。いわゆる二元代表制の源であるその意味で、常套手段でありましよう。何を我々が今までここにこのまま黙してきたのでしょうか。しかしながら、もはや時間的な余裕がありません。ここは当局も資料をどんどん提供してください。議会もどんどん資料を要求していきましょう。請求しましょう。そして、協議も随時行うという、先に先に進める姿勢が何よりも重要であります。そのとき、協議には当然のことながら目標が必要であります。合併協議で確認された内容に向かって進む、この姿勢で臨むことが今こそ我々議会にも当局にも必要とされ、求められておるのであります。庁舎建設について、まさに百年の大計であります。議員には大きな判断が課せられております。市民はその判断を期待を持って見守っております。もはや手続論や合併協議にも戻っては市民は納得しません。確実に前に進むことです。その中で議員個人個人は庁舎建設に対する賛否の判断をきっぱりと下すべきであります。今これから協議を重ねては、時は遅く間に合いません。どうかひとつ議員各位におかれましては、合併特例債の適用期限と庁舎建設計画の内容をいま一度しっかりと確認されまして、現在の議員個々の置かれている立場、責務にかんがみ、発議案に賛同していた

だきますよう強く強くお願いを申し上げまして、私は賛成の立場から討論致します。

以上であります。

○議長（千田正英） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（千田正英） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより発議第4号を採決致します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（千田正英） 起立少数です。したがって、発議第4号は否決されました。

【日程第43、発議第5号 潟上市職員の再就職に関する取扱要綱等の制定を求める決議（案）について】

○議長（千田正英） 日程第43、発議第5号、潟上市職員の再就職に関する取扱要綱等の制定を求める決議（案）についてを議題とします。

議案の朗読を省略します。

発議第5号について、提出者より説明を求めます。15番西村議員。

○15番（西村 武） 発議第5号、潟上市職員の再就職に関する取扱要綱等の制定を求める決議（案）について。

上記の決議案を別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

平成22年3月18日提出

潟上市議会議長千田正英様

提出者、潟上市議会議員西村武

賛成者、潟上市議会議員堀井克見、同じく藤原幸雄、同じく岡田曙。

提案理由について、潟上市職員を退職し、他団体または企業に再就職する者の再就職の公正性、透明性を確保するとともに、より市民に開かれた市政を目指すために潟上市職員の再就職に関する取扱要綱等の制定を求め、別紙のとおり決議するものであります。

潟上市職員の再就職に関する取扱要綱等の制定を求める決議（案）

市職員幹部OBの再就職、いわゆる天下りについては、職業選択の自由もありすべて否定するものではないが、他自治体では再就職に関する要綱を設け、民間企業への再就職に当たっては営業活動の制限期間を設け、誓約書の提出を求めるとともに課長級以上の職にあった職員から退職後の状況報告書の提出を求め再就職の状況を公表し、再就職

に関しての透明性および信頼性を確保している。今後、再就職状況を公表していく自治体が増加していくと考える。

さらに、国においても現在、天下り、渡りの問題が盛んに論議され、秋田県においてはさらに踏み込んで、県出資法人と地方独立行政法人に今後再就職する職員は退職金を受け取らず、給与は退職時の3分の2を超えないとする内部規定を設ける考えが明らかにされている。

潟上市においても退職者の増加が予想されることから、再就職に関する要綱を設け、民間企業へ再就職に当たっては、営業活動の制限時間を設定し、課長級以上の再就職において、出資団体や潟上市競争入札参加資格を有する企業も含めて再就職先を公表し、職員の再就職に関しては透明性および信頼性を確保していくべきと考え、速やかに潟上市職員の再就職に関する取扱要綱等の制定を求める決議を提出するものであります。

平成22年3月19日 秋田県潟上市議会

送付先 潟上市長石川光男様

○議長（千田正英） これで15番西村議員の説明を終わります。

これより発議第5号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（千田正英） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありますか。反対討論の方いますか。

（「なし」の声あり）

○議長（千田正英） それでは賛成討論の発言を許します。14番。

○14番（藤原典男） 上程されております発議第5号、潟上市職員の再就職に関する取扱要綱等の制定を求める決議（案）について、私は賛成の立場から討論をしたいと思っております。

今、国も地方も地方公共団体からの天下りが問題となっております。利権がらみがあるからです。最近の大きな出来事として自衛隊を退職した元幹部が関連する装備品や事務用品を納入する会社に就職し、談合を行っていたということが発覚致しました。これは極端な例ですが、公共工事を含む関連の会社に就職した際に内部のことがわかる元職員がいるとしないでは、住民から見ると大きく違ってくると思います。透明性のある公平性を確保する職員の再就職に関する取扱要綱を制定することは、今後の行政にとって大事なことと思われまますので、私は発議第5号、潟上市職員の再就職に関する取扱要

綱等の制定を求める決議（案）に賛成したいと思います。

以上です。

○議長（千田正英） 反対討論ありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（千田正英） 賛成討論。はい、17番。

○17番（堀井克見） 私は発議第5号について、賛成の立場から討論を致します。

提案理由にもありますように、国では、いわゆる天下りを繰り返して退職金をもらう「渡り」の問題が大きな議論を呼んでおります。また一方、秋田県では先月、佐竹知事が県出資法人などに再就職する職員については、退職金を受け取らない、給与は退職時の3分の2を超えないとする内部規定を設ける考えを明らかにしております。

我が潟上市は人口3万6,000人弱であります。企業、そしてまた法人数など国や県とはすべての面で規模は違いますが、これまでは職員の再就職のことについては大きな問題もなく、そのような特別な事例もございませんでした。極めて公正で透明性が図られてきたことは大変結構なことだと私も思っております。

しかしながら、これからは団塊の世代の大量退職者に加え、年金支給年齢も段階的に引き上げられていくことから、退職後の再就職は職員にとっては避けて通れないものとなり、再就職する職員は格段にその数が増えてくることが明らかであります。

そのような状況の中、全国の地方自治体で職員の再就職に関する取扱要綱などを制定し、市民から疑惑を抱かれることのないように公正、透明性を図る動きが急速に進んでいることはご案内のとおりであります。

いち早く指定した自治体がございます。その一例を申し上げます。例えば北海道の札幌市であります。昨年の4月にOBからの営業行為を受けた職員が接触のあったことを報告をしなかった場合、懲戒処分とするといった規定をはっきりと設けました。いわゆる天下りの規制をますます強化するなど、真にその内容は厳格な形でどんどん進んでおります。新潟市においても同じような要綱が制定されてございます。我が潟上市には今日まで職員の再就職に関する取扱要綱などは存在しません。存在しなかったことを決して私は悪いというものではありません。

しかしながら、これからは社会経済状況が変わってまいります。ご案内のとおり一昨年の米国のリーマンショック以来、経済はどんどん悪くなり、なかなか好転致しません。聞くところによれば、3月17日に行われた市の臨時職員の採用面接には、仕事のない若

者たちを中心にして150人を超える方々が来られたと聞きおよんでおります。このことは、それだけ経済状況、あるいはまた雇用の状況が厳しいということを実にあらわしていると言わざるを得ません。

このような状況の中では市職員に対する市民の目はさらに厳しく向けられます。そして今後は、再就職においても当然のことながら厳しく市民のチェックを受けることとなります。このたびの再就職に関する取扱要綱などの制定は、まさに市民に対しての市役所全体の意思表示をするものでもあります。これからは必ず必要となる行為になると違いありませんと私は確信を致しております。このことから、私はこの発議案に賛成し、一日も早く要綱などを制定していただき、市民に対しての積極的なアピールをしていただきたいと思います。市民へのアピールとしては、私は議会議員、また議会としての意思を市民に明らかにするものとして、議員政治倫理条例や議会基本条例の制定、特に倫理条例は速やかな制定が必要と私は思っております。今定例会の提案までいたる案を策定することができませんでした。6月定例会までには提案できるように全力で私も進めていきたい、頑張っていきたいと考えております。これらの条例と今回の要綱の制定など、できるものから確実に進めていくことが開かれた市政の発展に必ずやつながるものと確信を致しております。議員各位の適切な判断と、採決結果にかかわらず市当局においては趣旨を何とぞご理解いただきますようお願いを申し上げ、賛成の立場からの討論と致します。終わります。

○議長（千田正英） 間もなく5時になりますが、日程が終了するまで時間を延長します。討論ありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（千田正英） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより発議第5号を採決致します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（千田正英） 起立少数です。したがって、発議第5号は否決されました。

以上で本定例会に付議されました案件は全部終了しました。

【議長のあいさつ】

○議長（千田正英） 閉会に当たりまして一言ごあいさつを申し上げます。

本定例会は3月4日に招集され本日まで16日間にわたり開催されました。会期中にお

ける議員各位ならびに当局の皆様のご尽力に深く敬意を表するとともに、議長に寄せられましたご協力に対して厚くお礼を申し上げます。

当局におかれましては、今後の事業執行に当たり、より一層効果的な行財政運営に努めることを切望致します。

また、本年度末をもって退職される職員の皆様におかれましては、長い間のご尽力に対して心から感謝を申し上げます。どうも御苦労さまでした。今後ともご健康に十分留意され、ご活躍されますよう心からご祈念致します。

閉会のごあいさつと致します。

これにて平成22年第1回潟上市議会定例会を閉会致します。

どうも御苦労さまでした。

午後 5時00分 閉会

署 名

上記会議の次第を記載し、これに相違ないことを証明するためここに署名する。

潟上市議会議長 千 田 正 英

〃 署名議員 児 玉 春 雄

〃 署名議員 藤 原 幸 作